

第 1 2 節 避難誘導

所 管

- 危機管理監、市民局…防災班、避難所支援班 消防局…消防班
- 福祉局…災害時要援護者支援班 地区支部要員…（避難所協力）
- 教育委員会…教育班、教育支援班（避難所協力）

1 基本方針

大規模地震が発生した際に市民の生命の安全を確保するため、市民の迅速な避難の誘導を行う。

2 避難の勧告及び指示

（1）市長の避難の指示等

① 避難勧告及び指示の発令

市長は、大規模地震が発生した場合、必要と認める地域の住民等に対し、避難のための立ち退きを勧告し、急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示することができる。また、その立ち退き先を指示することができる（災害対策基本法第 60 条）。

災害の発生により、市長が実施すべき避難の指示等を実施できなくなった場合、知事は、市長に代わって、地域防災計画の定めるところにより避難の指示等を実施する。また、市から求めがあった場合には、避難指示又は避難勧告の対象地域、判断時期等について助言を行う。

② 孤立集落の集団避難

地震災害により孤立した集落については、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を勧告あるいは指示する。

（2）その他の避難の指示等

そのほか、関係法令に基づき避難の勧告又は指示を行う者とその措置は、概ね次のとおりである。

- ア 知事及びその命を受けた職員…立ち退きの指示（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）
- イ 水防管理者（市長）…立ち退きの指示（水防法第 29 条）
- ウ 警察官…避難の指示、警告、避難等の措置（災害対策基本法第 61 条、警察官職務執行法第 4 条）
- エ 海上保安官…立ち退きの指示（災害対策基本法第 61 条）
- オ 自衛官…避難等の措置（自衛隊法第 94 条）

カ 消防吏員又は消防団員…消防・水防警戒区域からの退去、立入りの禁止又は制限（消防法第28条第1項、水防法第21条）

キ 消防長又は消防署長…火災警戒区域からの退去、立入りの禁止又は制限（消防法第23条の2）

（3）避難勧告及び指示の伝達方法

ア 市長は、避難対象地区の住民等に対し、同報防災無線（全国瞬時警報システム（J-ALERT））、広報車、サイレン、ケーブルテレビ、インターネット、携帯電話等多様な伝達方法により避難の勧告及び指示を行う。

イ 市長は、警察、海上保安部及び報道機関に対し、避難の勧告及び指示の周知徹底について、協力を要請する。

（4）知事への報告等

ア 市長は、避難の勧告及び指示を行った場合、その旨を知事に報告する。

イ 市長は、避難の必要がなくなった場合は、速やかにその旨を同報防災無線、広報車等により公表するとともに、知事に報告する（災害対策基本法第60条）。

3 警戒区域の設定

（1）警戒区域設定権等（災害対策基本法第63条）

ア 市長は、災害が発生し又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定する。

イ 警察官又は海上保安官は、市長（権限の委任を受けた市の職員を含む）が現場にいないとき、又は市長から要求があったときは、警戒区域を設定する。

（2）規制の内容及び実施方法

ア 市長、警察官又は海上保安官は、警戒区域を設定したときは、当該区域への立入り制限、禁止又はその区域からの退去の措置を講ずる。

イ 市長、警察官又は海上保安官は、協力し住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

4 集合場所及び避難場所

（1）集合場所

家庭や自主防災組織、職場などであらかじめ話し合っていた近くの公園や空地、幼稚園、保育所、コミュニティセンターなど、地震発生時に自主的かつ一時的に集合場所に避難する。

(2) 指定避難場所〔指定緊急避難場所（災害対策基本法第49条の4）〕

火災等の二次災害により集合場所に危険が迫ってきたときには、学校や公共施設、公園など市が指定する指定避難場所に避難する。

(3) 拠点避難場所

指定避難場所のうち、小学校など地域において地区支部や自主防災組織の拠点となる施設を市が指定し、情報の収集伝達や医療救護、救援活動等を行う。

【参照】資料12 金沢市指定避難場所一覧表（指定緊急避難場所）

(4) 避難所〔指定避難所（災害対策基本法第49条の7）〕

本部長は、被災者で住宅などを失って引き続き避難生活が必要な住民を収容する施設（以下「避難所」という）が必要と認めた場合、指定避難場所の中から屋内施設を優先に避難所を指定する。

ただし、やむを得ず屋外施設を避難所に指定する場合は、必要に応じてテント、仮設トイレの設置など必要な措置を講ずるものとする。

【参照】資料32 校下別屋内施設一覧表（指定避難所）

(5) 福祉避難所

本部長は、避難所において日常生活を送ることが困難と認められる高齢者など要介護者を収容する施設として、次の福祉避難所を指定する。ただし、必要に応じ、特別養護老人ホームなど社会福祉施設に協力を要請するものとする。

表3-12-1 福祉避難所（市有施設）

収容施設名	所在地	電話	FAX	備考
老人福祉センター松寿荘	金石北 3-3-33	268-6757	同左	大広間・和室等利用 要介護高齢者等対象
〃 万寿苑	大桑町 ヤ1-4	244-6745	同左	
〃 鶴寿園	額谷町ヌ1	298-9355	同左	
卯辰山公園健康交流センター	東長江町 辺2-1	222-0008	同左	

5 避難の方法

災害の状況により異なるが、原則として図3-12-1「地震発生時における避難方法」による。

なお、避難は原則的に徒歩により行うが、要配慮者の存在や指定避難場所までの距離、道路被害などの状況によっては、自動車の使用を認めることとし、あらかじめ自動車による避難を予定する住民を把握しておくこととする。

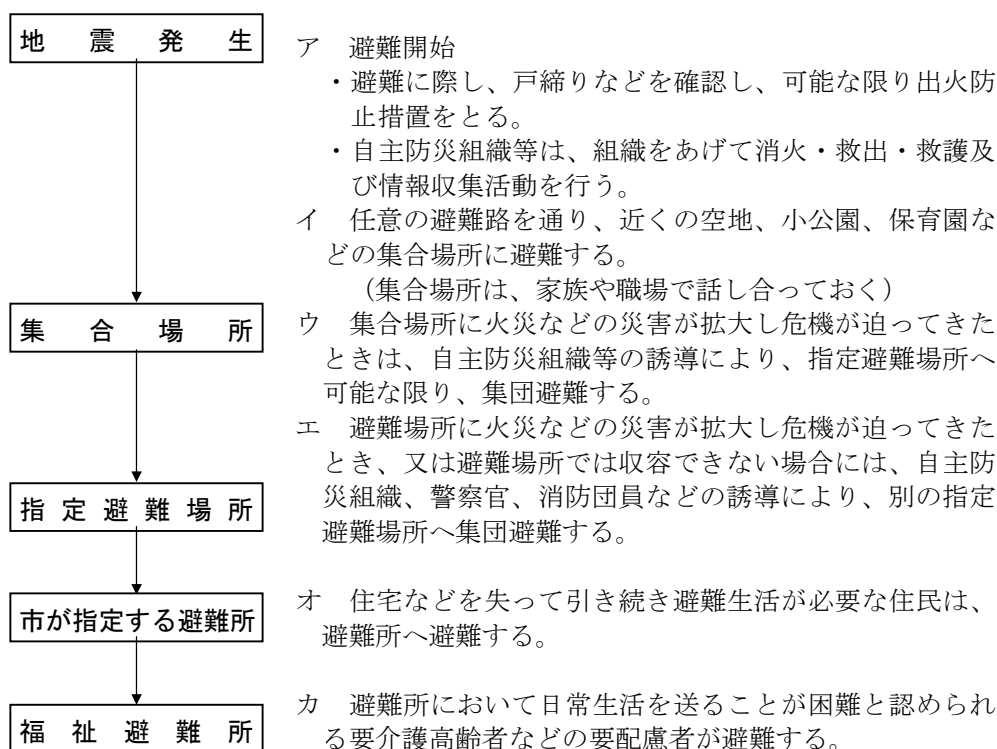


図3-12-1 地震発生時における避難方法

6 避難誘導

避難の誘導は、避難行動要支援者名簿等を活用し、次の点に留意して行う。

- ア 発災初動期は、住民はパニック状態になることが予想されることから、自主防災組織や警察官、消防団員などの誘導により迅速に避難を行う。
- イ 避難の誘導に当たっては、高齢者、障害のある人、傷病者、幼児、外国人などの要配慮者を優先する。このとき、避難支援従事者の安全を確保しながら避難誘導を行う。
- ウ 要配慮者の避難にあたって、市のみでは対処ができない場合には、DMAT等の派遣要請を検討する。

表3-12-2 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（情報収集・避難誘導関係）

団体名	所在地	電話	FAX
(公社)隊友会石川県隊友会	額乙丸町口 96	090-3888-4489	298-8957

7 避難状況報告

自主防災組織の長及び地区支部担当職員等は、随時本部に対し避難状況について報告す

る。その際、指定避難場所及び避難所だけでなく、自家用車等に避難している住民の存在にも留意する。

【参照】資料 27 避難状況報告書

8 避難場所における救護及び生活の確保

避難場所に派遣する地区支部担当職員は、自主防災組織等の協力を得て、次の事項を実施する。

- ア 火災、津波等の危険状況の把握及び避難した者への情報伝達
- イ 地区内の避難者の掌握
- ウ 必要な応急救護
- エ 状況に応じ、避難した者への帰宅指示、保護者への引渡し、避難所への収容
- オ 給食、給水等生活の確保
- カ その他避難場所の運営に関する事項

9 避難所の開設

(1) 開設の指示

① 避難所の開設

- ア 本部長は、被災者のうち家屋の倒壊や焼失により生活拠点を失っている住民が多数発生していると判断したときは、避難所を指定し、開設の準備をする。
- イ 避難所解錠要員は、震度 5 弱以上の場合、指定された避難所の施設の解錠を行うなど、初動期における活動を実施し、災害対策本部の指示を受ける。
- ウ 本部は、避難所運営要員として地区支部担当職員を配置する。なお、職員を配置できない場合は、市はその代理者を定め避難所の責任体制を明確にする。
- エ 地区支部担当職員は建物の仮点検を実施し、著しい損傷がなく使用可能と判断された場合に開設する。使用不能と判断された場合、その旨を本部に報告する。本部は代替施設の検討を実施する。また、避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- オ 本部長は、市のみで対応が困難なときには、公共宿泊施設、民間施設の管理者など関係機関への要請、屋外避難所の設置、県及び応援協定締結自治体等に応援を要請する。
- カ 複数の避難者が、やむを得ず指定された避難所以外の施設に避難した場合で、その施設を長期にわたり使用する場合は、市はその施設管理者との協議に基づき、臨時に設置する避難所として追認、登録し、必要な公的支援を実施する。

② 避難所開設の報告

本部は、避難所を開設したときは、次の事項を県へ報告するとともに、管轄警察署、消防署等の関係機関に連絡する。

- ア 避難所開設状況報告（開設後直ちに）
 - ・ 避難所の名称
 - ・ 開設の日時、場所
 - ・ 世帯数及び人員（避難所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者も含める。）
 - ・ 開設期間の見込み
 - ・ 必要な救助・救援の内容
- イ 避難所収容状況報告（日報）
 - ・ 収容人員（避難所別）

③ 避難等の状況把握

市は、避難等の措置を講じた場合には、実施状況を取りまとめる。また、警察等関係機関と情報を共有しつつ、避難所等における避難者の把握に努める。

④ 避難所閉鎖報告（閉鎖後直ちに）

（2）避難所生活

屋内避難生活を原則とし、避難所の指定及び生活方法は次のとおりとする。

① 指定

- ア 市の指定する避難場所にある建物を優先して指定する。
- イ 学校の場合の使用順位は、体育館、校舎の順とする。
- ウ 建物使用可否区分を明示する（避難生活スペース、相談所、物資集積所、共有部分、使用禁止部分等）。
- エ 避難生活スペースは、1人概ね3㎡とする。

② 避難所の運営

- ア 避難所の運営は、避難住民による自主防災組織役員及び学校等施設管理者、市派遣職員等による協力体制により円滑な運営を行う。運営に当たっては各主体の役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。
- イ 避難所の安全確保と秩序維持のため、防犯活動が必要と認められる場合には、警察等の協力を得て避難生活の安定化に関する対応をとるとともに、必要に応じて自主防犯組織に対しても協力を求め連携を図る。
- ウ 避難所に被災者等に対する相談所を設置し、ボランティア等の協力を得て、人心の安定に努める。
- エ 被災者のニーズを十分把握し、災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、犯罪情勢や予防対策等防犯情報、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行う。

③ 仮設トイレの設置

避難所の状況により仮設トイレを設置管理する。また、女性用の仮設トイレや高齢者向けの洋式トイレの設置など、女性や高齢者、障害のある人等の利用に配慮した避難所運営に努める。なお、トイレの日常管理は、避難所の既設トイレも含めて、避難者やボランティアが自主的な管理運営を行うようルールづくりを指導する。

④ 男女双方の視点の取り入れ

運営に当たっては、男女のニーズの違いに応じた支援を行うよう心掛け、次の事項について配慮する。

- ・ プライバシーの確保など、男女のニーズの違い、性別に配慮した避難所の設計（男女別の更衣室・トイレ・浴室、授乳室、女性専用の物干し場等の設置）
- ・ 女性スタッフの配置
- ・ 女性のためのクリニック、生活支援相談窓口の設置
- ・ 女性向け物資の備蓄（生理用品・女性用下着の女性による配布）
- ・ その他、避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営

⑤ 要配慮者に対する配慮

ア 市は、避難所に要配慮者がいると確認した場合は、民生・児童委員、自主防災組織、ボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を講ずる。

イ 市は、環境変化等から生じる避難住民の健康不安又は体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。また、生活不活発発病の発症予防対策を講ずるなど、要配慮者等の健康管理に努める。

なお、避難所で生活せず食事のみ受取に来ている自宅避難者を含めた地区全体の健康管理に努める。

ウ 市は、避難所での要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。また、福祉避難所への避難後も、在宅で受けていた福祉サービス等が継続して提供されるよう、必要な手続きや関係機関との調整等を行う。二次避難が必要な要配慮者の受入先や介助員となる専門的人材の確保について、必要に応じ、広域的な調整を県に要請する。

⑥ 収容施設の確保

市は、災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化に鑑み、旅館、ホテル等への移動を避難者に促す。

表 3-12-3 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（収容施設・輸送関係）

団体名	所在地	電話	FAX
金沢市旅館ホテル協同組合	本多町 3-10-26	221-1147	264-8433
金沢ホテル懇話会	南町 4-1	233-1311	233-1591
湯涌温泉観光協会	湯涌町イ-1	235-1040	235-1233
石川県バス協会加盟 金沢地区貸切バス事業者	入江 3-160	291-0197	292-1624

⑦ 避難者の住生活の早期確保

市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や民間賃貸住宅、空家等利用可能な既存住宅のあっせん等により避難所の早期解消に努める。

⑧ 生活基本計画

避難所生活基本計画による。

【参照】資料 33 避難所生活基本計画

資料 34 避難所における基本組織図

表 3-12-4 時期別活動内容

時 期	活動内容
緊急避難期 (被災直後～2日目)	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況の把握・点検 ・施設の安全確認と応急措置の実施 ・避難所の開設 ・避難所の暫定運営体制の構築(役割分担等) ・救出、救護活動 ・情報の収集、関係機関への連絡、初期情報の提供 ・安否情報、り災世帯情報 ・避難者数の把握、避難者名簿の作成 ・食料、水、生活必需物資の確保、分配 ・遺体の安置等(遺族対応) ・施設使用区分の明確化(男女別の配慮) (生活スペース、物資集積所、トイレの場所、ゴミ集積所等) など
避難期・救護期 (3日目～1カ月程度)	<ul style="list-style-type: none"> ・救出、救護活動 ・情報の収集、関係機関への連絡、初期情報の提供 ・安否情報、り災世帯情報 ・避難者数の把握、避難者名簿の作成 ・食料、水、生活必需物資の確保、分配 ・遺体の安置等(遺族対応) ・施設使用区分の明確化(男女別の配慮) (生活スペース、物資集積所、相談所、共有部分、使用禁止部分、トイレの場所、ゴミ集積所等) ・仮設風呂、シャワー、洗濯設備、炊事設備、駐車スペース等の確保 ・避難所自治組織づくり ・避難所自治組織活動の実施、自主防災組織等との協力体制確立 (集団生活における役割分担等) ・安否情報、り災世帯情報、避難者名簿の作成 ・健康管理、高齢者等要配慮者の介護 ・給食、給水、生活必需物資の確保、分配 ・施設使用区分の明確化(男女別の配慮) (生活スペース、物資集積所、相談所、共有部分、使用禁止部分、トイレ場所、ゴミ集積所等) ・人間関係、プライバシー保護への配慮 ・居住環境の整備(掃除、ゴミ、トイレ、防疫、寒暑対策等) ・復旧情報、生活情報等の提供 ・ボランティア活動との支援調整 ・各種の苦情、相談への対応 など

<p>安定期 (1カ月以降)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所自治組織活動の実施、自主防災組織等との協力 (避難生活集団から避難生活者個々へ視点を移す) ・避難者名簿の管理 ・避難所使用箇所の縮小、統廃合 ・被災者の自立支援、仮設住宅移転等 ・健康管理、メンタルヘルス、高齢者等要配慮者の介護 ・給食、居住環境整備等生活活動 ・復旧情報、生活情報等の提供 ・ボランティア活動との支援調整 ・各種の苦情、相談への対応 など
------------------------	---

10 広域避難対策

ア 被災地区の避難所に被災者が入所できないときは、市は、被災者を被害のない若しくは被害の少ない近隣市町又は隣接県への移送について県に要請する。

イ 市が被災者の他地区への移送を要請したときは、所属職員の中から避難所管理者を定め、移送先の市町に派遣するとともに、移送に当たり引率者を添乗させる。

ウ 移送された被災者の避難所の運営は金沢市が行い、被災者を受入れた市町は協力する。

エ 被災者の移送は市の輸送能力をもって実施する。市の輸送能力が不足の場合、県にバス、貨物自動車等の輸送手段の調達・確保を要請する。

オ 市長は、広域の避難路を確保する必要があるときは、知事を通じて、自衛隊、警察、建設業者等に対し、避難路確保を要請する。

カ 市が、県から他市町村の被災者の受入れを指示されたときは、直ちに避難所を開設し、受入体制を整備する。

キ 広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合は、県内の他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の受入れについては県に対し協議を求める。

また市は、避難場所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

11 帰宅困難者対策

本市には、通勤・通学、出張、買い物、観光等で、日中多く人々が流入しており、大規模地震が発生し、鉄道や道路の被害によって列車運行や道路通行が不可能となった場合、多くの帰宅困難者及び徒歩帰宅者の発生が予測される。

(1) 基本スタンス

市は、大規模災害時により交通が途絶したときは、「むやみに移動しない」という基本

原則により、一斉帰宅の抑制を図るとともに、事前に指定した帰宅困難者用の一時滞在施設を迅速に開設し、円滑な管理運営を行うとともに帰宅困難者等へ開設状況の広報、県・鉄道事業者への情報伝達を行う。

(2) 混乱の防止

市は、金沢駅等における混乱を防止するため、帰宅困難者対応の職員を派遣するとともに、鉄道事業者、駅周辺事業者等と連携して、災害情報等の広報及び、それぞれの機関の施設に加えて、駅周辺の民間施設が有する機能を十分活用するとともに、必要に応じてあらかじめ定められた地域の避難所に避難誘導を実施する。なお、要配慮者に対しては、十分な配慮を行い、対応するよう努める。

(3) 事業所等における対応

事業所など組織的対応が可能な場所では、発災時には組織の責任において、安否確認や交通情報等の収集を行い、従業員、訪問者・利用者の無理な帰宅の抑制を図り、在留者に対する食料や飲料水、就寝環境の提供を行う。その後の災害の状況を十分に見極めた上で、従業員、顧客等の扱いを検討し、帰宅する者の安全確保の観点に留意して、順次帰宅させるものとする。

(4) 学校、幼稚園等における対応

学校、幼稚園等では、発災時には児童・生徒、園児等の安全確保、保護に万全を期するとともに、保護者の引き取りや生徒の帰宅が困難な場合や、その間の危険性に備えて、一定期間校舎内に留める対策を講ずる。このため、食料や飲料水、就寝環境の確保を図り、災害時における学校、幼稚園等と保護者との連絡方法、対応などをあらかじめルール化し、共有化を図る。

(5) 徒歩帰宅者への支援

市は、徒歩帰宅者の支援拠点（水、トイレ、災害関連情報の提供）として、ガソリンスタンドやコンビニエンスストアに協力を要請し、事前に指定した幹線道路沿いの公共施設等を支援拠点として開設する。

表3-12-5 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（徒歩帰宅者支援関係）

団体名	所在地	電話	FAX
石川県石油販売協同組合 石川県石油販売協同組合金沢支部	鞍月 5-177	256-5330	238-3330

(6) 帰宅困難者への支援

市は、必要に応じ、観光客等の帰宅困難者のための一時宿泊場所及び一時滞在施設等を開設し、水、食料、災害関連情報等の提供を行う。ホテル・旅館等の宿泊施設が利用可能な場合は、観光客等の受入れ、宿泊を要請する。なお、観光施設等で災害が起きた場合は、施設管理者は市とともに、災害の状況を見極めた上で、観光客などの施設利用

者の現地滞在、一時避難所への誘導を判断し、安全に留意し避難誘導を行う。

表 3-12-6 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（帰宅困難者関係）

団体名	所在地	電話	FAX
ユニー（株）	広岡 3-3-77	235-3512	235-3519
アピタ金沢店	中村町 10-20	226-3111	226-3119
ピアゴ金沢ベイ店	無量寺 4-56	225-2511	225-2518
北陸コカ・コーラボトリング（株）	東蚊爪町 1-33-1	239-2350	239-9177
サントリービバレッジサービス（株） 東海・北陸営業本部	野々市市押野 2-219	248-0171	248-0550
石川県生活協同組合連合会	古府 2-189	259-5962	259-5963
生活協同組合コープいしかわ	白山市行町西 1	275-9854	275-9951
金沢市旅館ホテル協同組合	本多町 3-10-26	221-1147	264-8433
金沢ホテル懇話会	南町 4-1	233-1311	233-1591
湯涌温泉観光協会	湯涌町 1-1	235-1040	235-1233

（7）代替交通機関の確保

必要に応じ、鉄道が運行している駅等までのバス等の代替交通機関を確保する。

表 3-12-7 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（交通輸送関係）

団体名	所在地	電話	FAX
石川県バス協会加盟 金沢地区貸切バス事業者	入江 3-160	291-0197	292-1624

第13節 飲料・食料品・生活必需物資の供給

所 管	<input type="checkbox"/> 総務局…総務情報班	<input type="checkbox"/> 保健局…食料供給班
	<input type="checkbox"/> 経済局…経済対策班	<input type="checkbox"/> 農林局…市場対策班、農林対策班
	<input type="checkbox"/> 教育委員会…教育班	

1 基本方針

地震災害時における食料及び生活必需品等の供給について定める。

2 食料の供給

(1) 実施体制

- ア 市は、必要に応じて被災者等に対し食料を調達し、炊き出し等で給食の供給を実施する。なお、要配慮者への配慮及び食料の質の確保に留意する。
- イ 市は、必要に応じて県に対し食料の調達及び輸送の手配を要請する。
- ウ 市は、必要に応じて食料の確保状況等の情報を市民に対し提供する。

(2) 食料の確保

① 供給する食料の品目

- ア 給与する食料は、災害発生当初はアルファ米又は米飯の炊き出しを原則とする。また、必要に応じて梅干、佃煮等の副食及び調味料を支給する。
- イ 道路啓開が本格化し、流通輸送が可能になれば、米飯の炊き出しのほか、給食業者等からの調達によるおにぎり、弁当、パン等により行う。
- ウ 避難生活の長期化に対応して、順次提供食事内容の改善と食中毒対策に努める。

② 調達先

- 市が給与する食料は、市の備蓄品、支援物資のほか、指名業者等から調達する。これによって調達できないときは、他の業者又は市域外の業者から調達する。
- 市限りで確保できない場合は、近接市町、相互支援協定締結市場、応援協定締結地方公共団体、県、国その他関係機関に対して協力を求める。
- ア アルファ米は、市の備蓄品を使用する。
- イ 米穀の調達・供給を緊急に行う必要がある場合には、その供給必要量及び受け入れ体制について、北陸農政局と十分な連絡を取りつつ、農林水産省に調達要請を行う。
- ウ パン、弁当、おにぎり、すし、牛乳、お茶、ミネラルウォーター等は、指名業者等から緊急調達する。
- エ 乾パンは、石川県に対し供給を要請する。
- オ 副食品及び調味料は、指名業者等から緊急調達する。
- カ 粉ミルクは、市の備蓄品のほか、指名業者等から緊急調達する。

表 3-13-1 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（食料等の供給）

（表 2-8-2 再掲）

協力活動	団体名	所在地	電話	F A X
飲料・食料・ 生活必需物資 供給	金沢市農業協同組合	松寺町末 59-1	237-0002	237-2209
	金沢中央農業協同組合	入江 1-1	291-5000	291-4111
	(一社)金沢市中央市場運営協会	西念 4-7-1	220-2717	222-2903
	(社)石川県パン協同組合	武蔵町 8-2	221-1653	同左
	石川県製麺工業協同組合	増泉 5-10-24	247-3305	247-3306
	(一社)石川県食品協会	鞍月 2-20	268-2400	268-6082
	協同組合金沢問屋センター	問屋町 2-61	237-8585	237-5240
	石川県生活協同組合連合会	古府 2-189	259-5962	259-5963
	生活協同組合コープいしかわ	白山市行町西 1	275-9854	275-9951
	ユニー (株)	広岡 3-3-77	235-3512	235-3519
	アピタ金沢店	中村町 10-20	226-3111	226-3119
	ピアゴ金沢ベイ店	無量寺 4-56	225-2511	225-2518
	北陸コカ・コーラボトリング (株)	東蚊爪町 1-33-1	239-2350	239-9177
	サントリービバレッジサービス (株) 東海・北陸営業本部	野々市市押野 2-219	248-0171	248-0550

③ 供給場所、方法及び輸送

ア 災害発生当初は、「拠点避難場所」（小学校等）を供給拠点として、各避難場所に配分する。

食料の配布を希望する在宅避難者は、所定の避難場所へ登録し、在宅避難者自らが避難場所で配布を受けることとし、このため、避難場所の責任者は、これらの在宅避難者数を加えた食料の配布を要請し、配分を受けることとする。

また、自ら受け取りに来られない高齢者や障害のある人等へは、自主防災組織やボランティアが配布を支援する。

イ 陸、海、空からの救援物資としての食料については、受入れ、配送ルートを確認するとともに、極力直送体制を取る。

ウ 食料の配分に当たっては、事前に広報等により情報を提供するとともに、公平の維持に努め、自主防災組織及び避難所自治組織、ボランティア等の協力を得て行う。

エ 調達物資の輸送は、可能な限り避難所等への業者等からの直送体制を取り、物資を輸送できないときは、緊急輸送計画に定めるところにより、災害時防災活動協力協定に基づきトラック協会などの輸送業者へ緊急物資輸送の協力要請を行う。

主食提供量は、初期段階では 1 週間単位（以後状況により週 2 回単位）で避難所名、給食基礎数を集約し、業者に配送を指示する。

④ 中央卸売市場

中央卸売市場は、生鮮食料品の安定的な供給を図るため、業界の協力を得る。

- ア 市場機能の早期回復に努める。
- イ 本市場への優先配送を国、産地、相互支援協定締結市場等へ要請する。

(3) 炊き出しの実施

- ア 食料の炊き出しは、避難場所及び共同調理場など炊事設備を有する施設において実施する。
- イ 市内で震度 5 弱以上を観測した場合、食材、水、燃料及び資機材の確保等、速やかに炊き出しの準備を始めて、その実施態勢を整え、必要に応じて炊き出しを開始する。
- ウ 炊き出しは、自主防災組織及びボランティアの協力を得て行うとともに、必要に応じて民間の給食業者等へ米穀を支給して依頼する。また、必要な場合、自衛隊に対して炊き出し活動を要請する。

表 3-13-2 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（食料等の供給）

協力活動	団体名	所在地	電話	FAX
LPガスの供給	石川県エルピーガス協会 金沢支部	古府 3-16	249-2300	249-2320

(4) 災害救助法による炊き出しその他による食品の給与

災害救助法が適用された場合の供給基準は、次のとおりである（同法及び運用方針）。

① 対象者

- ア 避難所に入所した住民
- イ 住家が全焼、全壊、流失、床上浸水のため炊事ができない者
- ウ 住家に被害を受け、一時縁故地へ避難する必要がある者
- エ 旅行者、滞在者、通勤通学者等で他に食品を得る手段のない者

② 実施期間

災害発生の日から 7 日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認を受けたときは、承認を受けた期間とする。

表 3-13-3 小・中学校及び共同調理場の使用熱源

小学校	都市ガス(併用含む) 40校	LPガス(併用含む) 20校
中学校	都市ガス(併用含む) 18校	LPガス(併用含む) 6校
調理場	都市ガス(併用含む) 9場	LPガス(併用含む) 8場

※ 都市ガスが供給不能の場合は、移動式ガス発生設備にて臨時ガス供給を行う（企業局にて 3 台保有）

調理場 8 施設については蒸気釜有り（熱源は都市ガス、LPガス）

※ 炊事設備を有する施設

企業局、ふれあいの里、保健所、長町研修館、女性センター
老人福祉センター、デイサービスセンター、地区公民館

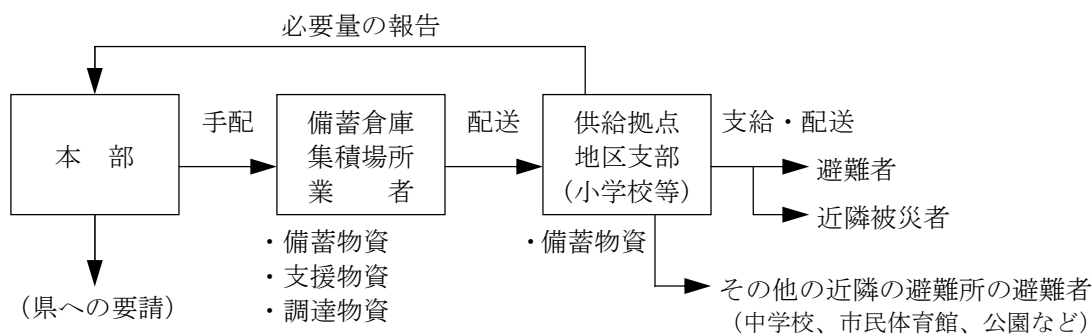


図3-13-1 支給系統

3 生活必需品等の供給

(1) 実施体制

- ア 市は、被災者に対し生活必需品等の供給を実施する。
- イ 市限りで対応できない場合は、近隣市町、県、国その他関係機関の応援を得て実施する。なお、被災者の中でも交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮する。
また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努める。
- ウ 市は、必要に応じて生活必需品等の確保状況等の情報を市民に対し提供する。

(2) 生活必需品等の確保

市が給与する生活必需品等は、市の備蓄品、支援物資のほか、指名業者等から調達する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

(3) 災害救助法による供給

災害救助法が適用された場合の供給基準は、次のとおりである。

① 対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）、船舶の遭難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

② 給与又は貸与する品目

- ア 被服、寝具及び身回り品
- イ 日用品

ウ 炊事用具及び食器

エ 光熱材料

③ 給与又は貸与の方法

県知事から委任を受ける市長が一括購入し、又は備蓄物資から放出し、配分する。

④ 給与又は貸与の期間

災害発生の日から10日以内。ただし、特別の事情があるときは、厚生労働大臣の承認により延長することができる。

(4) 緊急車両等の燃料の供給・確保

市は、災害時に応急対策活動を行う緊急車両等の燃料を調達する必要があると認めるときには、石川県石油販売協同組合・石川県石油販売協同組合金沢支部に対し、緊急車両等の燃料の供給・確保について協力を要請し、可能な限り優先給油を必要とする車両に対し「災害時優先給油標章」を交付する。

表3-13-4 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（緊急車両等燃料供給活動）

協力活動	団体名	所在地	電話	FAX
緊急車両等燃料供給活動	石川県石油販売協同組合 石川県石油販売協同組合金沢支部	鞍月 5-177	256-5330	238-3330

4 支援物資の受入れ

(1) 支援物資の要請

災害発生により食料、水、生活必需物資が不足すると判断した場合には、被災後の時間経過によって変化する物資のニーズを的確に捉え、県、国、他の自治体等に応援を要請するほか、新聞、ラジオ、テレビ等報道機関を通じて全国へ支援物資の要請を行う。

支援物資の要請を行う場合は、受入れを希望するもの、希望しないものを早期に把握し、必要とする物資の内容、量、送付方法等について適時的確に情報を提供するとともに、受付窓口の開設など適切な広報活動を行う。

また、物資が充足した時点で、要請の打切りを決定し、報道機関を通じて全国へ公表する。

(2) 支援物資の受付

ア 経済対策班（医薬品については保健救護班）は、支援の申出を受けたときは、申出者、受付時間、受付担当者、物資の内容、物資の量、輸送手段、同行人員、出発時間、到着時間、集積拠点、配送先などの受付リストを作成し、申出者及び配送先担当者を確認、伝達する。

イ 支援物資のうち、被災者ニーズに合わないもの、仕分け作業困難なもの、長期保存困難なものなどは受入れないこととする。

ウ 経済対策班（医薬品については保健救護班）は、避難所（地区支部）や医療機関等からの需要（ニーズ）情報及び支援物資の受付・集積・配分情報を集中管理し、支援物資の迅速かつ効率的な管理、配分を行う。

（３）支援物資の集積・配分

ア 支援物資の集積拠点（救援物資集配センター）

支援物資の集積拠点は、陸上・海上・航空輸送手段を考慮し、次の集積拠点候補地のうちから、災害状況に応じて指定する。

表 3-13-5 支援物資集積拠点（救援物資集配センター）候補地

地区等	集積拠点候補地	所在地	航空手段(臨時ヘリポート)	海上手段	その他
西部	県産業展示館	袋島町南	県西部緑地公園駐車場		県と共同
北部	城北市民運動公園	磯部町ニ 45	城北市民運動公園市民サッカー場		
中央	市民芸術村	大和町 1-1	大和町防災拠点広場		
南部	泉本町防災拠点施設	泉本町 5・7 丁目	南総合運動公園市営陸上競技場		
東部	大桑防災拠点広場	大桑 3-80	大桑防災拠点広場		
湊	湊簡易グラウンド	湊 3 丁目	湊簡易グラウンド	金沢港	
医薬品	金沢市保健所	西念 3-4-25	姉妹都市公園		

イ 自治体、民間からの支援物資については、救援物資集配センターで仕分け（まず水・食料と他の物資）し、受入・搬出数量等を管理し、避難所（地区支部）や医療機関等からの情報に応じて配分する。なお、災害状況及び支援物資の内容等に応じて、輸送可能な場合は、直接、避難所（地区支部）や医療機関等への配送を指示することができる。

ウ 支援物資には、現金・金券、腐敗物などが混載されている可能性があることから、早急に義援金としての処理や物資の仕分け作業を行う。

エ 支援物資の内容の確認、仕分け等には市職員を動員するほか、物流の専門家・企業等の協力を得て効率的な作業を行い、さらに航空輸送の自衛隊の協力やボランティアの支援を得る。

（４）配送

本部が所管する車両で対応することが困難な場合には、民間が所有する車両による配送協力を要請する。

ア 運送業者、宅配業者等との協力協定締結の推進

イ 自主防災組織及びボランティアの協力

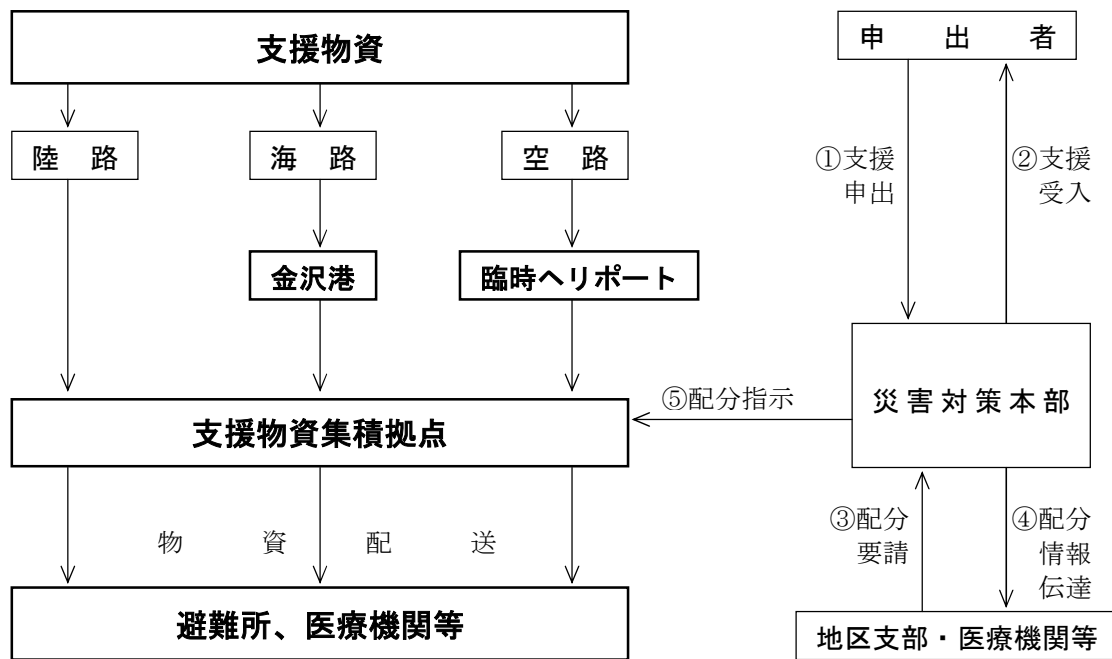


図3-13-2 支援物資受入、集積、配送システム

表3-13-6 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（支援物資の配送）

協力活動	団体名	所在地	電話	FAX
支援物資の配送	(一社)石川県トラック協会	粟崎町 4-84-10	239-2511	239-2287

第14節 給水活動

所 管 □企業局…ライフライン班

1 基本方針

地震災害の発生により水道施設が被害を受けた場合に、市民生活に必要な水を確保し、飲料水を得ることができない市民に対して速やかに応急給水を行う。

詳細は、別に定める「金沢市企業局地震災害対策要綱」によるが、以下概要を掲げる。

2 飲料水の確保方針

(1) 一人一日必要水量の設定

災害時に市民一人当たり必要水量は、阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、次のとおりとする。

表3-14-1 一人一日必要水量の設定

第1段階（被災日から3日目まで） 生命維持に必要な水量	3リットル／人日
第2段階（4日目から10日目まで） 飲料、炊事、洗面等に必要な水量	20リットル／人日
第3段階（11日目から21日目まで） 飲料、トイレ、炊事、洗面、最小限の浴用 等に必要な水量	100リットル／人日
第4段階（22日目以降の復旧段階） ほぼ通常の生活水量	250リットル／人日

(2) 応急給水目標水量及び確保策

① 応急給水目標水量

応急給水が必要な市民を、断水率を考慮して約40万人と想定し、各復旧段階ごとに(1)で設定した水量を乗じて得た水量を段階別必要水量とし、災害時の応急給水目標水量とする。

表3-14-2 応急給水目標水量

復旧過程		段階別必要水量
第1段階	被災から3日目まで 末、犀川、県水系統の内、県水が供給できる	1,200m ³ /日
第2段階	4日目から10日目まで 末、犀川が配水場まで送水可能	8,000m ³ /日
第3段階	11日目から21日目まで 基幹管路の配水が可能	40,000m ³ /日
第4段階	22日目以降 配水支管の復旧が進む	100,000m ³ /日

② 必要水量の確保策

必要水量は、次の手段により総合的に確保する。なお、飲料用水に必要な水量は、主として水道水で確保する。

ア 水道水

- ・ 浄水場の浄水池、配水池（表3-14-4参照）
- ・ 大口径耐震管路、耐震性貯水槽
- ・ 周辺市町との水道連絡管

イ 水道水以外の水

- ・ 小学校防災井戸の使用
- ・ 防災消雪井戸の使用
- ・ 災害時協力井戸の活用
- ・ ペットボトル
- ・ プールの貯留水、河川水、用水・わき水等の利用

表3-14-3 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（応急給水関係）

協力活動	団体名	所在地	電話	FAX
応急給水活動	石川県さく井戸協会	示野町西7	267-3262	267-3271
	北陸コカ・コーラボトリング（株）	東蚊爪町 1-33-1	239-2350	239-9177
	サントリービバレッジサービス（株） 東海・北陸営業本部	野々市市押野 2-219	248-0171	248-0550

ウ その他

- ・ 家庭内での備蓄（飲料水のほか、風呂の溜め水など）
- ・ 船、タンクローリーなどの手段による浄水の輸送

③ 応急給水用資機材等

応急給水に必要な資材等を逐次備蓄整備する。

（例） 給水車、給水及び貯水タンク、仮設給水栓、浄水機など

3 応急給水活動

市（水道事業者）は、緊急な対策が必要と認めるときには、企業局長を長とする「企業局災害対策本部」を設置し、情報収集・連絡及び応急給水活動並びに施設の応急復旧活動

を敏速かつ効率的に実施する。

(1) 要員等の配備体制

- ア あらかじめ定められている動員計画に基づき対策要員を配置する。
- イ 装備している給水車等の応急給水用資機材を配備する。
- ウ あらかじめ指定している水道工事等関係業者に、必要な人員及び資機材の協力要請を行う。
- エ 単独で給水作業ができない場合は、他の水道事業者に応援要請を行う。

(2) 情報の収集及び連絡

あらかじめ定められている実施要領に基づき、水道施設の被害状況の把握など情報を正確かつ迅速に収集、伝達する。

【参照】資料 35 金沢市企業局無線配備一覧表

(3) 応急給水活動

- ア 市（水道事業者）は、水道施設の応急復旧事業にあわせて、本節⁴「給水の方法」に定めるところにより、応急給水活動を実施する。
- イ 市は、応急給水活動の実施状況（給水の時間帯・場所等）及び衛生上の注意等について報道機関、広報紙、広報車、掲示板等を活用し、市民に対して確実に広報を行う。
- ウ 緊急時に井戸水、湧き水及び防火貯水槽等の水を飲料水として使用する場合は、その適否を調べるための検査を行う。検査を行うことができない場合は、県に検査の実施を要請する。

(4) 施設応急復旧活動

- ア 市（水道事業者）は、住民からの通報や職員の施設巡回により被害状況を把握し、二次災害を防止するとともに、施設の機能を保持するためのバルブ操作等を的確に実施し、緊急措置後の応急復旧のための情報収集を実施する。
- イ 市（水道事業者）は、収集した被害状況情報をもとに、本節⁵「応急復旧の方法」に定めるところにより、施設応急復旧計画を策定し、応急復旧活動を実施する。
- ウ 市（水道事業者）は、応急復旧活動の実施状況（断水区域、復旧見通し）について市民に対し適切な広報に努める。

(5) 応援の要請

- ア 市（水道事業者）は、単独で給水活動や施設応急復旧活動ができないときには、県及び日本水道協会（地方自治体）、相互応援協定締結自治体、陸上・海上自衛隊、海上保安庁に対して、次の事項を示して応援を要請する。
 - i 給水、応急復旧作業に必要とする人員数
 - ii 給水、応急復旧作業を必要とする期間及び給水量
 - iii 給水する場所、応急復旧作業場所

- iv 必要な給水車両、給水器具、薬品、資材等水道用資機材の品目別数量、応急復旧に必要な管、弁類等資機材の品目別数量
- イ 市（水道事業者）は、必要に応じて民間企業・団体に対して給水活動等の応援協力を要請する。また、応援部隊を含め、給水車等の燃料の供給・確保について、石川県石油販売協同組合・石川県石油商業組合に対し協力を要請し、組合は可能な限りの協力を行う。

表3-14-4 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（水道・ガス関係）

協力活動	団体名	所在地	電話	FAX
救出、水道・ガス・下水道等応急土木活動	石川県管工事協同組合	西泉5-93	243-5121	243-5123
緊急輸送活動	(一社)石川県トラック協会	粟崎町4-84-10	239-2511	239-2287

4 給水の方法

(1) 給水拠点

- ア 初期の応急給水活動は、小中学校などの拠点避難場所及び病院・医療施設、防災関係機関、給食施設、老人保健・福祉施設等の重要拠点へ緊急給水を中心に行う。特に、人命にかかわる医療施設を最優先とし、地域の基幹病院や人工透析を行う病院など、大量の水を必要とする施設へは、治療に支障がないように配慮する。
- イ 以後応援体制等を整え次第、順次公園や集会所等の避難場所などに給水拠点を拡大する。
- ウ 拠点への給水は、給水車等による運搬給水を主体に、給水需要に応じて効率的な応急給水を行う。
- エ 給水拠点には、効率的な運搬給水を行うための応急給水タンクを設置する。
設置計画 平成26～30年度 拠点避難場所 68箇所

(2) 運搬給水の方法

運搬給水は、次の方法により給水を行う。

- ア 運搬給水の水源は、主要配水場及び応急復旧した送配水管路とし、地域ごとに定めた給水拠点（避難所等）に給水車等で運搬する。

表3-14-5 主要配水池容量と災害時の確保水量

給水基地	容量(m ³)	確保水量(m ³)		水源	緊急遮断弁
末浄水場	31,000		31,000	末浄水場	
犀川浄水場	33,000		33,000	犀川浄水場	
四十万中配水場	26,000	有効容量の50%	13,000	県水	○
大乘寺丘陵配水場	15,000	〃	7,500	末浄水場	○
大桑配水場(計画)	9,600	〃	4,800	〃	

館山配水場（計画）	2,700	有効容量の50%	1,350	末浄水場	
浅川配水場	2,200	〃	350	〃	○
犀川配水場（計画）	22,000	〃	11,000	犀川浄水場	
若松配水場（計画）	20,000	〃	10,000	〃	○
テクノパーク第2配水池	1,450		1,450	〃	
日吉ヶ丘ポンプ場		受水槽	40	〃	
栗崎ポンプ場	250	〃	150	県水	
浅野配水制御所		配水本管	-	県水・犀川	
西念配水制御所		大口径耐震管路		県水	
八日市配水制御所（計画）		〃	20,000	〃	
犀川緑地内（計画）		送水管	400	末浄水場	
計	163,200		134,040		

（3）その他の拠点給水の方法

運搬給水と平行し、地域の状況に応じて次の方法により給水を行う。

ア 防災拠点に設置した井戸を使用して、給水基地及び消火拠点として使用する。

表3-14-6 防災拠点広場給水基地・消火拠点

名 称	位 置	内 容
大和町防災拠点広場	大和町1-1	給水井戸2か所
大桑防災拠点広場	大桑3-80	防災井戸・耐震性貯水槽

イ 小学校等に設置した防災井戸を使用する。

ウ 道路消雪用井戸に給水施設を設置し、給水拠点及び消火拠点として使用する。
防災消雪井戸整備事業…平成8年度～平成18年度で90本の井戸を整備。

エ 災害時協力井戸の活用

i 民間で所有している井戸を活用して、飲料水や生活水を確保することを目的に「災害時協力井戸」を登録する。

a 登録条件

- 所有者又は管理者が現在使用し、今後も使用する予定であること。
- 災害時に周辺の市民に提供でき、利用しやすい場所にあること。
- 飲用及び生活用に使用できる水質であること。

b 登録件数

- 平成9年度に広く市民に登録を募集し、簡易水質検査（12項目）を実施するなど上記登録条件に適合した井戸を登録。

ii 今後は、随時、申込みのあった井戸について、追加登録する。

エ プール貯留水、河川水、用水、わき水等を生活水として使用する。

オ 飲料水の供給に支障をきたす地区は、プール貯留水、河川水、用水、わき水等を浄水・煮沸処理して使用する。

【参照】資料36 小学校防災井戸一覧表

資料37 防災消雪井戸一覧表

資料38 災害時協力井戸登録一覧表

(4) 仮設給水の方法

水道施設の応急復旧に努め、応急復旧した配水管に仮設給水栓を順次設置し、給水を行う。

5 応急復旧の方法

応急復旧は、被害施設を早期に復旧するため、以下の方法により効率的な復旧作業に努める。

(1) 復旧の優先順位

ア 取水、導水、浄水機能の確保を図る。浄水場が被災し機能が失われた場合は、応急復旧による浄水機能の回復までの間、相互連絡管などにより他系統から振替送水などにより給水を補完する。

イ 配水場の貯留機能を確認し、浄水場からの送水管路を復旧する。

ウ 主要配水管路及び避難所、救護病院などの重要な給水拠点に至る管路を、配水調整を行いながら復旧する。この場合、耐震管路等の被害が軽微な路線を選定する。

エ その他の配水管及び給水管を復旧し、段階的に断水区域を解消する。

オ 都市ガス埋設管の応急復旧工事との調整を行う。

(2) 早期給水措置

早期の給水を図るため、次の処置を講ずる。

ア 主要送配水管路の復旧にあわせ、消火栓等を使用し、一定の間隔で仮設給水栓を設置する。

イ 配水管の被害が著しく、漏水量が多いときは、一定区間をバルブ等により断水し、路上又は浅い土被りによる応急配管を行い、適当な間隔で仮設給水栓を設置する。

ウ 他系統からのバックアップ給水を検討し、断水区域への早期給水を行う。

(3) 応急復旧用資機材

応急復旧用資機材は、緊急用保管修繕材料及び水道工事関係業者の保有資材を使用する。

応急復旧用資機材が不足するときは、メーカー及び他都市より調達する。

6 市民及び自主防災組織等との連携

- ア 地震発生直後は、家庭での備蓄飲料水をもって充てる。
- イ 地域内の井戸、わき水等によって飲料水を確保する。
 - ・ わき水…平成7年度に市環境保全課で調査
 - ・ 災害時に民間所有井戸を市民に開放する「災害時協力井戸登録制度」を平成9年度に導入。
- ウ 井戸等の水を飲用に使用する場合は、煮沸や消毒するなど衛生上の注意を払う。
- エ 市の実施する応急給水活動に対して、運搬、配給等に協力する。
- オ ボランティアとの活動の連携に努める。

【参照】資料38 災害時協力井戸登録一覧表

第15節 ガス保安・供給対策

所 管 □企業局…ライフライン班

1 基本方針

ガス事業者は、地震災害時に必要な保安措置（供給停止措置を含む）を行い、応急供給体制を確立し、迅速、適切な施設応急復旧活動を実施する。

詳細は、別に定める「金沢市企業局地震災害対策要綱」によるが、以下概要を掲げる。

2 応急供給体制

市（ガス事業者）は、緊急な対策が必要と認めたときには、企業局長を長とする「企業局災害対策本部」を設置し、情報の収集・連絡、保安措置及び応急工事等を迅速かつ効率的に実施する。

（1）要員等の配備体制

① 防災要員の確保

防災要員は、あらかじめ定められている動員計画に基づき、速やかに出動する。

② 他事業者との協力

ア 関係工事会社等との緊密な連絡を確保するとともに、災害発生後直ちに行動できる体制を確立し、必要に応じて出動を要請する。

イ ガス事業者は、単独で早期復旧が困難であると考えられる場合には、(社)日本ガス協会の「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」及び(社)日本簡易ガス協会北陸支部の「北陸簡易ガス事業の防災に係る通報・応援措置要綱」に基づき、応援を要請する。

表3-15-1 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（水道・ガス関係）

協力活動	団体名	所在地	電話	FAX
救出、水道・ガス・下水道等応急土木活動	石川県管工事協同組合	西泉5-93	243-5121	243-5123
	石川県エルピーガス協会金沢支部	古府3-16	249-2300	249-2320

（2）通報・連絡

① 通報・連絡の経路

ア 対策本部内及び関係防災機関との情報伝達ルート及び情報交換のための収集・連絡体制を確立し、ガス施設の被害状況等の報告・連絡を迅速かつ確実に行う。

イ 連絡すべき関係機関は、次のとおりである。

市本部、市消防局、県災害対策本部、県警察本部、中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署、北陸地方整備局金沢河川国道事務所、県及び市道路管理者、

(社)日本ガス協会、(社)日本簡易ガス協会、その他の関係防災機関

② 通報・連絡の方法

通報・連絡は、災害時優先電話、携帯電話、無線通信等を使用して行う。

(3) 情報の収集、連絡

① 情報の収集

供給区域内の地震・被害情報及びガス設備の被害状況を迅速に収集、把握する。

ア 地震発生直後の情報収集

地震発生を覚知したら直ちに地震計等により供給区域内の地震動の大きさに関する情報を収集し、ガス施設に影響があると考えられる場合には、ガス製造設備、供給設備の安全性を確認するため、以下の情報の収集を開始する。この収集過程で各情報が確認されるごとに、供給停止の必要の有無を検討する。

- ・ ガス製造設備及びガス送出能力に係る被害状況
- ・ ガス導管網の被害に係る情報

イ 緊急巡回点検

巡回要員が確保され次第、直ちに緊急巡回調査を行い、主要ガス設備及び供給区域の道路、家屋等の被害状況を把握する。

② 情報の報告・集約

巡回点検、出動途上の調査状況を含め収集した情報は速やかに報告し、対策本部で集約し、総合的被害状況の把握に努める。

(4) 災害時の広報

① 広報活動

地震時の広報活動は、二次災害の防止、需要家の不安解消、復旧作業の円滑な推進のための環境づくり、都市ガス事業の社会的信用の維持を目的とする。

ア 地震発生後の時間的経過を踏まえて、発生直後、ガス供給停止時、復旧作業中及び復旧完了時の各時点において、状況に応じた広報活動を行う。

イ 地震発生直後の広報

- ・ 需要家はもちろん関係機関の協力も得ながら、二次災害の防止を図ることを最重点課題として、需要家に対してガスの火を消し、器具栓等を閉めるよう、ガスについての注意事項及び協力要請の広報を行う。
- ・ あわせて、自治体、消防、警察等への情報連絡と広報活動への協力を要請する。

ウ ガス供給停止時の広報

- ・ 供給停止の措置がとられた場合、供給停止地区の需要家に対しての広報は、ガスの供給を停止したこと、及び供給が開始されてもガス事業者が安全を確認するまでガスを使用しないことを最優先とし、二次災害防止の徹底に努める。また、需要家の不安を解消するため、正確な被害状況、復旧見通し、代替燃料の配布等の広報を行う。
- ・ 供給停止地区への広報活動とともに、ガスの供給を継続する地区へガスの安全使用に関する広報を行う。

② 広報の方法

広報については、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

3 供給停止措置及び保安措置

(1) 供給停止措置

① 判断基準

ア 第一次緊急停止（即時供給停止）

ガス製造設備が被災した場合、若しくは製造所からのガス送出量又は主要整圧器等の圧力に著しい変動があり、ガス供給の継続が困難であると判断される場合、即時に全域のガスの供給を停止する。

イ 第二次緊急停止（緊急供給停止）

重大な二次災害が発生するおそれがあると判断される場合、全域又は緊急ブロック区域（東部、西部、南部ブロック）ごとに、速やかにガスの供給を停止する。

② 供給停止措置

供給停止を決定した場合には、次の手順により速やかに供給停止のための措置を実施する。

ア 供給を停止する場合

i 第一次緊急停止（即時供給停止）の場合

ガス供給源（ガス製造設備、ガスホルダー等）でのガス送出遮断等により供給停止を行う。

ii 第二次緊急停止（緊急供給停止）の場合

緊急ブロックの境界に設置された遮断装置を閉止する。

イ 必要に応じ、中圧導管内の残留ガスの減圧を行う。

ウ 供給停止地区の需要家に対し、供給停止等に関する広報を行う。

エ ガス設備等が津波により甚大な被害を受けた場合は、二次災害防止のため浸水エリアのガス供給停止措置を講ずる。

(2) 供給継続地区の保安措置

供給継続地区の需要家等からのガス漏えい通報に対しては、供給停止地区に優先して迅速かつ適切に対応し、ガスによる二次災害の防止に必要な措置を講ずるとともに、この地区の需要家に対してガスの安全使用について注意を喚起する広報活動を行う。

① 受付出動体制

地震発生時のガス漏えい通報等の受付・出動体制を整備する。

② 車両、資機材の確保

本支管のガス漏えいに備えて、現場の状況に応じた緊急対応可能な車両、資機材を確保する。

③ ガス漏えい等の措置

供給継続地区のガス漏えい等に対しては、「ガス漏えい及び導管事故等処理要領」に基づく以下の措置を講ずる。

ア ガス漏えい箇所の応急措置

イ 特定街等の引き込み管遮断装置の閉止措置

ウ メーターガス栓等の閉止措置

4 施設応急復旧活動

(1) 復旧用資機材の確保

① 調達

緊急用保管資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。

ア 関係工事業者の保有資材の調達

イ 取引先、メーカー等からの調達

ウ 他ガス事業者等からの融通

② 復旧用資機材置場等の確保

災害時に復旧用資機材置場及び仮設用用地が緊急に必要な場合には、迅速な用地確保に努める。

(2) 応急工事

① 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速、適切に実施する。

② 応急工事の安全確保等

作業は、二次災害の発生防止に万全を期すとともに、防災要員の安全衛生についても十分配慮して実施する。

③ 水道の応急復旧工事との調整

ガス管とともに水道管も損傷している箇所では、ガス管への水の流入等が発生することや、道路交通等への影響を考慮し、応急復旧工事の実施について調整を行う。

第16節 災害医療及び救急医療

所 管 保健局…保健救護班 市立病院…病院救護班 地区支部

1 基本方針

地震災害から市民の生命と健康を守るため、以下の考え方により、医療救護体制を整備し、市、医療機関及び市民等の役割分担を定め、負傷者等の医療救護活動を円滑に実施する。

特に、発災当初の72時間は、救命救急活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、県及び市町は、他の関係機関の協力を得て迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。

(1) 医療救護区分

医療救護の対象者は、負傷者全員とするが、地震災害時には同時に多数の負傷者が発生し、混乱が予想されるので、傷病の程度により医療救護の区分を原則として次のとおり定める。

- ア 軽症者…医療の処置を必要としないと思われる者。家庭及び自主防災組織が救護に当たる。
- イ 中等症者…入院は必要としないが、医師の処置を必要とする者。本節3(1)「医療救護所」が救護に当たる。
- ウ 重症者…入院を必要とする者。本節3(2)「救護病院」が救護に当たる。

(2) 時系列的医療救護活動

災害時の医療救護は、発災後の時間経過とともにニーズが大きく変化するので、時間経過に応じた適切な医療救護対策をとる。

- ① 発災直後から概ね3日目まで
あらゆるレベルの負傷者が混在する。
治療に当たるスタッフも限られるため、負傷者を分類し、優先順位を整理して治療搬送を行う必要がある。
- ② 発災後概ね4日目から1週間まで
外傷による負傷者のほか、内科系慢性疾患患者が加わる。
この時期には応援による医療スタッフも増えるため、薬剤師等の協力を得て、発災以前の治療の内容を調査する必要がある。
- ③ 発災後概ね1週間から2週間まで
内科系慢性疾患患者の継続治療が必要となる。そして通常の医療機関への移行が考慮される。一方、被災者の精神が不安定になる時期であり、被災者の心のケアが必要になる。
- ④ 発災後概ね2週間以後
原則的に治療は通常の医療機関へ移行する。精神的ケアの継続が必要となる。

2 市等の実施事項

実施に当たっての情報収集・伝達手段については、電源喪失なども想定し、災害時優先電話、衛星電話、実地調査など多様な手段により対応する。

(1) 市

ア 緊急な医療救護活動が必要と認められる場合には、災害対策本部の下に「医療救護対策室」を設置する。

構成は、市医師会、県歯科医師会金沢支部、市薬剤師会、市の代表者等をもって充てる。

医療救護対策室は、医療救護活動の総合的な方針の決定、調整を図る。

イ 負傷者等の被害状況を収集し、重点地域等の早急な把握に努める。

ウ 医療救護所及び救護病院の状況を調査把握する。

i 医療救護所からの情報収集

- 医師・看護師等医療スタッフの出動配置状況
- 施設被害、医療資機材の配備状況
- 医療活動状況

ii 救護病院からの情報収集

- 医師・看護師等の医療スタッフの状況
- 施設被害状況（建物、医療機器類、備蓄等）
- 患者受入体制（収容・手術等の可否、空きベッドの状況等）

エ 医療救護班の編成・出動

i 市医師会による医療救護班の編成要請

ii 医療ニーズ等の確認

医療救護所に派遣された医療救護班は、拠点避難場所等に派遣される地区支部要員（市職員）と連携して負傷者の状況等を把握し、医療ニーズに応じた医療救護班の必要数等の確認に努め、医療救護対策室へ報告する。

iii 県による医療救護班の編成

市のみで対応できない場合には、本部長は県に DMAT・医療救護班の派遣を要請し、重点地域へ配置する。

iv 日本赤十字社、自衛隊、応援協定締結自治体（県内 10 市、中核市、福井市、高岡市、小矢部市等）へ応援協力を要請し、医療スタッフを受入れ、重点地域又は救護病院へ配置する。

v 医療ボランティアの受入れ

全国から申し出のあった医師、看護師等の医療ボランティアを登録し、重点地域又は救護病院へ配置する。

オ 医薬品を整備し、医療材料等備蓄放出分の補充を企業、薬剤師会等に要請する。

カ 重症者の広域搬送要請

i 重症者等（クラッシュ症候群等、人工透析患者など）の受入可能な被災地外の病院の空きベッド情報等を把握する。

ii 災害対策本部は、県、自衛隊等ヘリコプターによる搬送を要請するほか、タ

クシー協会、運送協会等へ協力を要請する。

(2) 医療機関

- ア 医療救護所及び救護病院の開設と負傷者の処置
- イ 医療救護所及び救護病院の相互支援システムの構築

(3) 自主防災組織・市民

- ア 救護資機材を利用して軽症者の救護を行う。
- イ 医療救護所や救護病院へ負傷者を搬送する。

(4) 協力関係団体

- ア 医療救護班の編成
- イ 身元不明者の確認等
- ウ 医薬品の調達、仕分け、配布

表 3-16-1 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体

協力活動	団体名	所在地	電 話	F A X
医療救護活動	(公社)金沢市医師会	大手町 3-21	263-6721	223-7079
	(一社)金沢市歯科医師会	神宮寺 3-20-5	251-1611	216-8241
	(一社)金沢市薬剤師会	石引 4-1-13	262-4489	262-4492
	(公社)石川県柔道整復師会	広岡 2-3-26	233-2122	233-2196

【参照】資料 42 公的病院病床等

3 初期医療救護体制

発災直後から概ね 3 日目までの初期医療救護体制を確立する。なお、要請・指示等の連絡・伝達手段については、電源喪失なども想定し、災害時優先電話、衛星電話、実地調査など多様な手段により対応する。

(1) 災害対策本部

- ア 確実な情報収集と市民への適切な情報提供を行う。
- イ 医療従事者等交代要員や医療ボランティア、薬剤師等の確保、調整を行う。
- ウ 医薬品、医療資機材等の補充、確保を行う。
- エ 被災地外への救急車、ヘリコプター等による搬送について、県及び自衛隊に支援を求め、同乗医師等を確保する。
- オ 死亡者への対応として、安置所、遺体の保存、火葬場の確保に努め、検案の要請、歯科医師による身元確認を行う。

（２）医療救護所

① 医療救護所の設置

- ア 本部長は、医療救護が必要と認めた場合には、市医師会長に対し医療救護所への医療救護班の編成、派遣を要請する。
- イ 医療救護所の設置場所は、拠点避難場所である小学校（保健室）を基本とし、あらかじめ市長と市医師会長が協議して定める。
- ウ イの医療救護所を拠点とし、必要に応じて地区内における避難所へ巡回診療を行う。また、地区支部要員（市職員）等は、これに対応できない避難場所（自主的な避難場所など）や居宅生活者について情報収集に努め、診療が必要な患者等がいる場合は、自主防災組織等の協力を得て、医療救護所等へ誘導又は搬送する。
- エ 24時間運営を行う医療救護所は、2～3班の医療救護班で構成する。
- オ 救護所での医療救護は、可能な限り速やかに地域医療機関に引き継ぐことが望ましいが、地域の診療医療の回復までに相当の日時を要する場合や、応急仮設住宅周辺で医療機関が不足している場合には、仮設診療所の設置、運営を検討する。

② 医療救護班の編成

- ア 市医師会長は、本部長の要請に基づき、各医療救護所に医療救護班を編成し、医療救護活動に当たる。
- イ 医療救護班の編成は、医師1名、看護師2名（保健師含む）、補助者1名を基本に組織する。これに適宜薬剤師、保健師、運転手等が加わることができる。
- ウ 医療救護班の編成は、あらかじめ市医師会長が定める。
- エ 市医師会長は、傷病者等の発生状況に応じて医療救護活動について必要な調整を行うことができる。
- オ 本部長は、日本赤十字社、自衛隊等に対し協力を要請し、配置する。

③ 医療救護活動

- ア 中等症患者に対する処置及び重症患者に対する応急処置並びに救護病院への収容指示
- イ 医療救護活動の記録と措置状況の災害対策本部への報告
 - ・ 傷病者の受付、名簿作り、トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け）
 - ・ 被災者及び傷病者等の状況
- ウ 死亡の確認
- エ 医療スタッフの確保、備蓄放出分医薬材料等の補充の要請
- オ その他災害対策本部との連絡調整

④ 歯科救護所の設置

- ア 本部長は、歯科医療救護が必要と認めた場合には、市歯科医師会長に対し歯科救護所への医療救護班の編成、派遣を要請する。
- イ 歯科救護所の設置場所は、市長と歯科医師会長が協議して定める。
- ウ 必要な場合、近隣の歯科検診車を借り入れて、避難所へ巡回診療を行う。
- エ 歯科医師会長は、本部長の要請に基づき、各歯科救護所に医療救護班を編成し、医療救護活動に当たる。

【参照】資料 39 医療救護所一覧表

資料 40 大規模災害時における医療救護所への出向医名簿

資料 60 大規模災害時における歯科救護所への出向歯科医師名簿

(3) 救護病院

① 救護病院の指定

- ア 本部長は、医療救護が必要と認めた場合には、市内の病院を救護病院に指定し、各病院長及び市医師会長に対し医療救護活動の実施を要請する。
- イ 救護病院は、あらかじめ市長と各病院長及び市医師会長が協議して定める。

【参照】資料 41 救護病院一覧表

② 医療救護活動

- ア 主に重症患者の処置及び収容を行うほか、中等症患者に対する措置もあわせて行う。
- イ 医療救護活動の記録と措置状況の災害対策本部への報告
- ウ 死亡の確認
- エ 医療スタッフの確保、医療資機材、医薬品の補充要請
- オ その他本部との連絡調整
 - ・ 診療機器等の被害状況の報告
 - ・ ライフラインが寸断した場合の電気、水、ガス供給、病院食等の供給要請

(4) 医療連携

- ・ 初期医療救護活動においては、各医療機関、県、消防、自衛隊、応援自治体、ボランティアなど幅広い関連機関の密接な連携が必要であり、災害医療情報の共有化や関係機関との連絡調整、医療救護チームの配置調整など現地業務を効率的に遂行する。
- ・ 救護病院がライフライン関連施設などの被害により、自らの施設において医療の継続が困難と認めた場合は、市、県を通じて他の医療機関への緊急搬送を要請するとともに、自発的に被災地に設置される医療救護所などの医療提供施設へ参集し、医療用資機材、医薬品等を供給するなど、応急医療の確保に努める。
- ・ 県は、必要と認める場合、又は市町からの要請があった場合、石川 DMAT 指定病院に対して石川 DMAT の出動を要請する。また、震度 6 強又は 20 名以上の重症・中等症の傷病者が発生すると見込まれる地震の場合は、国及び他の都道府県に DMAT の派遣を要請する。

(5) 災害時後方医療体制

- ア 医療施設又は救護所で対応できない重症患者や特殊な医療を要する患者については、災害拠点病院や大学病院等に搬送し、治療を行う。
- イ 災害拠点病院は、重症患者の受入れ及び搬出、地域の医療機関への応急用資機材の貸出し等を行う。

(6) 搬送体制

医療救護所において治療困難な患者で救護病院へ収容する必要のある重症病者の搬送は、次のとおり行う。搬送にあたっては、負傷の程度、患者の状態等を勘案し、搬送者

及び搬送先の適切な選定に留意する。

ア 消防局の救急車や市所有車による搬送を行う。

イ これによりがたいときは、自主防災組織や市民ボランティアによる搬送協力を要請する。

さらに、救護病院の状況や患者の容態を考慮し、県外等の後方病院に転送することが望ましい場合は、ヘリコプターによる搬送を要請する。

4 中期及び收拾期医療救護体制

発災4日目から概ね2週間までの中期及び收拾期医療救護体制を確立する。

(1) 災害対策本部

ア 確実な情報収集と市民への適切な情報提供を行う。

イ 外部からの医療従事者等交代要員や医療ボランティア、薬剤師等の確保、調整を行う。

ウ 医薬品、医療資機材等の補充、確保を行う。

エ 被災地外への救急車、ヘリコプター等による搬送について、県及び自衛隊に支援を求め、同乗医師等を確保する。

オ 死亡者への対応として、安置所、遺体の保存、火葬場の確保に努め、検案の要請、歯科医師による身元確認を行う。

カ 医療救護対策室は、外科系診療機能の確保の調整及び高血圧、糖尿病等内科系慢性疾患患者等に対する診療機能の確保の調整を行う。

(2) 医療救護所

ア 医療従事者交代要員（ボランティアを含む）の確保に努め、要請する。

イ 各種医薬品の補充に努めるとともに、生活習慣病患者等の常用薬の確認も行う。

ウ 安置所の確保など適切な死亡者の対応を行う。

(3) 救護病院

ア 医療スタッフの応援要員の確保に努め、要請する。

イ 各種医薬品、医療資機材の補充に努める。

ウ 超過した患者の転院、搬送要請を行う。

エ 安置所への搬出要請など適切な死亡者の対応を行う。

5 医薬品等の調達

医薬品、血液等の医療資材については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力などの実態を把握しておくとともに、災害発生時における調達方法を関係医療機関及び薬品関連企業等と協議しておく。

(1) 医薬品等の調達

① 備蓄

- ア 市は、医療救護所用医薬品等の備蓄に努める。
- イ 救護病院は、可能な限り医薬品等の在庫に努める。

② 不足時の調達方法

- ア 救護病院は、可能な限り通常の仕入れルートからの調達に努める。
- イ 医療救護所は、本部に要請する。
- ウ 本部は、備蓄している医療資機材及び医薬品を医療救護所に搬送する。
- エ 市の要請により出動した市医師会医療救護班が使用する医薬品、医療資機材は、原則として市の用意したもので対応するが、必要により自己が携行した医薬品等を使用した場合の費用については、市に請求する。
- オ 本部は、調達不能の場合には、県に対し調達を要請するとともに、応援協定締結自治体に対し救援を要請する。

表3-16-2 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体

協力活動	団体名	所在地	電 話	F A X
医療救護活動	(一社)金沢市薬剤師会	石引 4-1-13	262-4489	262-4492

③ 救援医薬品等の集配体制

- ア 救援医薬品は、救援物資集配センターで集配業務を行う。
- イ 救援医薬品の選別、仕分けは、市及び市薬剤師会、関連企業等の協力を得て行う。
- ウ 医薬品の配送は、各医療救護所及び救護病院の要請に基づき、救援物資集配センターから配送する。

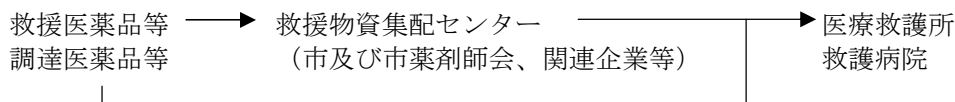


図3-16-1 救援医薬品等の集配

(2) 輸血血液の調達

- ア 救護病院は、災害対策本部に要請する。
- イ 本部は、県に対し調達を要請し、県は以下の優先順位に従い要請する。
- ウ 本部は、調達不能の場合には応援協定締結自治体に対し援助を要請するとともに、市民等に協力を呼びかけるものとする。

表3-16-3 保存血液在庫場所

優先順位	名 称	所在地	電話番号
1	石川県赤十字血液センター	鞍月東 1-1	237-5533
2	日本赤十字社東海北陸ブロック血液センター	愛知県瀬戸市南山口町 539-3	0561-89-7800

6 医療機関のライフラインの確保

市は、電気・ガス・水道等のライフライン関係機関に対して、医療機関への優先的な供給を要請し、特に透析医療機関への上水道の供給に配慮する。

7 個別疾患対策

- ア 慢性腎疾患、難病、結核、精神疾患、その他の慢性疾患等の在宅治療患者に対しては、患者の受診状況や医療機関の稼働状況を把握の上、患者等への確かな情報を提供し、受診の確保を図るほか、水、医薬品及び適切な食事の確保に努める。
- イ 在宅の慢性疾患患者は、自ら又は家族、ボランティア等の協力を得て治療可能な医療機関へ行くものとする。医療機関が被災し治療できる医療機関が不足する場合は、県に支援を要請して患者の受入れの確保に努める。

8 心のケア対策

(1) 基本方針

地震災害により、精神的ショックを受けた住民や避難場所において精神的ストレスを受けている住民及び被災地の子ども、高齢者、これまでに精神疾患を患った者や発達障害該当者等に対し、精神相談等の精神保健医療対策を講じ、精神的不調の早期治療や不安の軽減を図る。

(2) 精神保健班の編成と活動

ア 精神科救護所の設置

- ・ 精神保健活動を実施する必要があると認めるときは、日本精神科病院協会石川県支部、市医師会、他自治体等の応援を得て、精神保健班（精神科医、看護師、精神科ソーシャルワーカー、臨床心理士等）を編成して「精神科救護所」を設置する。
- ・ 精神科救護所は、医療救護所と連携を密にして通院患者の医療を確保し、急性症状患者の治療を行う。

イ 被災者に対する精神相談の実施

- ・ 家族、家屋、家財を失った被災者の精神的不安や避難所生活に対するストレス（急性ストレス障害（ASD）心的外傷後ストレス障害（PTSD））等に対して避難所への巡回医療を行い、必要に応じて専門病院での精神科治療を受けることができるよう措置するとともに、被災者への啓発を行う。

ウ 被災した子どもに対する心のケアの実施

- ・ 被災により心理的に不安定になっている子どもに対し、必要に応じてこども総合相談センターや福祉健康センターと協力し、子どもの心理的不調の早期治療や不安の軽減を図るとともに、その保護者に対する助言を行う。

- エ 被災高齢者及び障害のある人に対する精神相談の実施
 - ・ 高齢者、障害のある人、これまでに精神疾患を患った者は、被災後強度の不安から混乱を来したり、孤独感を強めるなどの影響が大きいことから、地域の支え合いの体制とも連携し、精神相談を実施する。
- オ 救援者等に対するメンタルサポート
 - ・ 救急、救助、救援に当たった職員、隊員、ボランティア等においても、災害状況から受けたストレスが高まり、精神的に不安定になることがあるため、精神科医等の専門家による相談受けなどによりケアを実施する。

9 市立病院の活動

地震発生後、直ちに職員の非常時指揮統括機能を確保するとともに、病院機能の自力回復を行い、集中する重症患者の措置に当たる。

(1) 所掌事務

- ア 医師 対策室設置前の院内の指揮統括
入院患者の安全及び避難誘導
傷病者の診療
- イ 看護師 入院患者の安全及び避難誘導
傷病者の看護及び診療介助
- ウ 事務職員 院内の連絡調整及び職員の非常招集
院内災害対策室の開設
災害状況の把握
- エ その他職員 被害状況の把握
二次災害の防止

(2) 院内災害対策室

病院長は、災害発生後総合的な対策が必要と認めた場合は、直ちに「院内災害対策室」を設置する。

(3) 人員の確保

- ア 病院職員は、あらかじめ定められた動員配備計画により自主参集する。
- イ 自治体医療スタッフの応援要員が必要な場合は、本部に要請し、相互応援協定に基づき医療スタッフや医療ボランティアを受入れる。

(4) 病院機能の回復

- ア 建物、診療機材等の早期回復を図り、医薬品、医療機材の補充確保に努める。
- イ ライフラインが途絶した場合、電気、水、ガス、病院食等の供給の要請を行う。

(5) 初期医療活動（発災直後から概ね3日目まで）

- ア 重症患者の受入れを主に行うが、集中する軽症患者等への応急処置体制を確立する。
- イ 患者の受入れ、超過した患者の転院、搬送等を関係機関の協力を得て行う。
- ウ 死亡者について安置所の確保など適切に対応する。

(6) 中期及び收拾期医療活動（発災4日目から概ね2週間まで）

- ア 「院内災害対策室」を中心に、外来機能の回復など総合的な医療体制の早期回復を図る。
- イ 医療スタッフの応援要員を確保し、体制の安定化を図る。
- ウ 第2次待機病院として建物、診療機材等の医療機能の回復を図り、電気、水、ガス等のライフラインの安定供給及び医薬品、医療機材の補充、確保する。
- エ 患者の受入れ、超過した患者の転院、搬送等を関係機関の協力を得て行う。
- オ 死亡者について安置所の確保など適切に対応する。

第17節 防疫・保健衛生活動

所 管 □保健局…保健救護班

1 基本方針

地震災害時における感染症や食中毒等の発生を防止するため、公共の用に供する場所で不衛生な場所や避難場所の消毒、感染症の調査や健康診断、食品衛生指導などの予防措置及び保健活動を迅速かつ的確に実施する。

2 防疫活動

- ア 防疫班（保健師、臨床検査技師、事務職員等）を編成して行う。また、必要に応じて、県及び他都市や自主防災組織等の応援、協力を得て行う。
- イ 避難所の消毒等
 - ・ 避難所開設後直ちに便所その他不衛生な場所の消毒を行い、以後、避難所管理者等の協力を得て、適宜実施する。
 - ・ また避難所、仮設住宅の衛生保持について、手指消毒液等の配布及び仮設トイレの使用方法、消毒方法等について指導を行う。
 - ・ 避難生活が長期化する場合は、毛布等の乾燥、洗濯対応を検討する。
- ウ 公共の用に供する場所等の消毒
 - ・ 下水側溝、ゴミ集積所、その他公共の用に供する場所で不衛生な場所の消毒を行うとともに、浸水家屋の消毒方法等について指導する。
- エ 井戸の水質検査
 - ・ あらかじめ整備している井戸のリストに基づき、市内井戸の被害状況情報を入手する。
 - ・ 水道が復旧するまでの間、飲料水を確保するため、手動式井戸の水質検査を実施する。
- オ 防疫用資材の備蓄、調達
 - ・ アルキルジアミノエチルグリシン塩酸塩液、塩化ベンザルコニウム液、次亜塩酸ナトリウム、消石灰等の消毒薬、消毒用噴霧器等を備蓄する。
 - ・ 防疫用資材が不足するときは、業者から調達するほか、県に対し調達を要請する。
- カ 遺体の安置
 - ・ 遺体の安置場所や一時保存場所については、ドライアイスで遺体の腐乱を防止するなど防疫に努める。

表3-17-1 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体

団体名	所在地	電話	FAX
(一社)石川県ビルメンテナンス協会	森戸 1-106	214-6205	214-6206

3 感染症予防活動

- ア 感染症予防班（医師、保健師、事務職員等）を編成して行う。
- イ 検病調査及び健康診断
被災地の感染症の発生状況を把握し、患者の早期発見に努めるため、検病調査を行うとともに、検便などの健康診断を実施し、応急的治療を行う。
- ウ 臨時予防接種
災害の状況及び被災地の感染症発生状況により、予防接種の対象及び期間を定めて実施する。
- エ 感染症患者発生時の対応
感染症患者が発生した場合は、まん延防止のため、消毒が必要な箇所の防疫対策、濃厚接触者の検病調査、健康診断、検便等を実施し、入院が必要な場合は医療機関への連絡調整を行うなど、迅速かつ的確な対応を図る。

4 保健活動

- ア 健康管理班（医師、保健師、栄養士、事務職員等）を編成して行う。
- イ 医療救護活動と連携して、避難所、仮設住宅等において、避難所巡回健康相談、在宅療養相談を実施し、健康不安の解消及び疾病の予防と早期発見を図り、医療機関への受診を勧奨する。
- ウ 必要な場合、他自治体の保健師の応援協力を得て、次の活動を行う。
 - ・ 在宅ねたきり者や一人暮らしの高齢者等の安否確認
 - ・ 避難所での巡回健康相談
 - ・ 対象者へのケアの提供
 - ・ 感染予防、健康教育の実施
 - ・ 保健・福祉・医療情報の提供 など
- エ 巡回栄養指導を実施する。
- オ 被災高齢者においては、避難生活の長期化等により、生活不活発病（廃用症候群）が発生するため、生活機能低下、特に生活不活発病の早期発見及び予防・改善に努める。

5 食品衛生指導活動

- ア 食品衛生指導班（食品衛生監視員、事務職員等）を編成して行う。
- イ 避難所における炊き出し食品等の衛生指導、衛生状態確認や食品衛生知識の啓発、市内の弁当・パン等納入業者への衛生指導、市外の弁当等納入業者への配送ルート改善や他自治体への衛生指導要請、支援食品等の保管・取扱い啓発、井戸水等飲料水の衛生監視を行う。

6 県への報告、協力要請

市は、防疫・保健衛生活動の状況について県に報告し、市のみで対応できない場合には県に協力を要請する。

7 入浴施設確保対策

災害規模が大きく、水道・ガスのライフラインの復旧が長期に及ぶ場合は、必要に応じ入浴施設の確保対策を講じ、市民広報に努める。

- ア 一般公衆浴場の再開
一般公衆浴場の再開を要請し、必要な支援を行い、入浴環境を確保する。
- イ 自衛隊による支援
自衛隊の保有する野営用風呂施設による入浴支援を受ける。
- ウ 民間施設の開放
ゴルフ場など民間の入浴施設の一般開放を要請する。
- エ その他
なおかつ入浴施設が不足するときは、避難所での仮設入浴施設の設置やプール等の転用を検討する。

表 3-17-2 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体

団体名	所在地	電話	F A X
石川県公衆浴場業生活衛生同業組合 金沢支部	大手町 2-22	221-2372	221-2372

8 被災時における動物の保護、特定動物の逸走対策

- ア 市は、獣医師会、動物愛護団体等と連携して被災動物保護対策室を設置する。
- イ 保護活動は、飼育動物に対する餌の配布、負傷動物の収容・治療・保管、飼育困難動物の一時保管、所有者・新しい飼い主捜しその他必要な措置を実施する。
- ウ 特定動物の逸走等の有無を確認し、逸走時には所轄警察署等と連携し、必要な措置を実施する。
- エ 市は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

表 3-17-3 関係団体

名 称	住 所	電話番号	F A X
石川県獣医師会	才田町戊 324-3	257-1400	257-1404

第18節 要配慮者の安全確保

所 管

- 福祉局…災害時要援護者支援班、福祉班 市民局…避難所支援班
市長公室（国際交流課）…避難所支援班

1 基本方針

高齢者（特に一人暮らし・虚弱な高齢者）、障害のある人、児童、外国人などいわゆる要配慮者や生活援護を必要とする市民に対して、あらかじめ整備した避難行動要支援者名簿等により適切な援助を行う。

2 実施体制

（1）市

ア 市は、要配慮者等に対して適切な福祉援護施策を実施するため、社会福祉事務所による援護体制を速やかに整え、保健衛生活動（本章 第17節「防疫・保健衛生活動」）とあわせ、次の活動を行う。

- ・ 在宅ねたきり者や一人暮らしの高齢者等の安否確認
- ・ 避難所、仮設住宅等での巡回介護サービス、生活状況把握
- ・ 対象者への福祉ケアの提供
- ・ 感染予防、健康教育、栄養指導の実施
- ・ 福祉・保健・医療情報の提供 など

イ 市は、適切な援護施策を実施するため特に必要があると認めるときは、県及び他の自治体に応援を要請する。

ウ 要配慮者の避難にあたって、市のみでは対処ができない場合には、DMAT 等の派遣要請を検討する。

（2）自主防災組織等による支援

自主防災組織及び被災住民自らによる自治会組織等は、被災地のニーズに応じて、地域において日常的にきめ細かな支援及び助け合い活動を実施するとともに、特に災害発生初期において、避難行動要支援者名簿を活用するなど、要配慮者に対して地域ぐるみで安否確認、救出救護、避難誘導、給食その他の生活支援の中核的役割を果たす（地域の社会福祉施設入所・通所者の救出、避難を含む）。

（本章第20節「自主防災活動」で詳述）

（3）ボランティア活動による支援

金沢災害ボランティアセンターを結成して、被災地の状況やニーズの変化等に応じて要配慮者に対して的確かつ系統的なボランティア活動を進める。

（本章第21節「ボランティア活動の支援」で詳述）

3 要配慮者に対する援助活動

(1) 共通対策

① 避難行動要支援者名簿の整備

市は、自力で避難することが困難な高齢者や障害のある人のうち、個人情報の開示の同意を得た人を登録した避難行動要支援者名簿を整備し、地域における災害時の避難誘導や事前対策の検討に活用するため、地区の自主防災組織、民生委員児童委員協議会等に配備しなければならない。

【参照】資料 43 避難行動要支援者名簿

② 安否確認

市は、地区の自主防災組織、民生委員児童委員協議会等を通じて、在宅のねたきり者や一人暮らしの高齢者、障害のある人、生活保護受給者などの要配慮者の安否情報、所在確認を行う。

③ 避難誘導

避難誘導は、要配慮者が属する町内会を単位とした集団避難を行うよう努め、避難誘導は移動もしくは歩行困難なものを優先して行うものとし、状況により車両等を利用した輸送を行う。

④ 総合生活相談所の開設

市は、「総合生活相談所」を速やかに開設し、災害直後の市民の生活不安に応える総合的な相談に応じるとともに、復旧・復興期には、弁護士会や建築士会など関係団体の協力を得て、法律問題や住宅対策、消費者問題などに関する市民相談を実施する。

⑤ 要配慮者調査

市は、地区の自主防災組織、民生委員児童委員協議会等の協力を得て、援護が必要な者についての総合的な生活状況調査を実施する。また、要配慮者の状況に応じ、福祉避難所への避難や、社会福祉施設への緊急入所等を行う。

⑥ 避難所でのケア

各避難所内に要配慮者用の窓口を設置し、相談対応、確実な情報伝達と支援物資の提供等を実施する。

また、避難所において要配慮者等を介護するケア・スペースを確保し、相談機能も付与する。

⑦ 福祉避難所の開設

一般の避難所で日常生活を続けることが困難と認められる高齢者などを収容するため、老人福祉センター等を福祉避難所として指定し、開設する。

⑧ 社会福祉施設

社会福祉施設の管理者は、それぞれの施設の性格に応じてあらかじめ定めた緊急対応計画に従い、施設の入所者や利用者の安全確保に万全を期すとともに、負傷者に対する応急措置や救護の依頼、保護者や家族等への連絡、引渡し、今後の対応策の決定などを適切に行う。

また、管理者は、入所者や利用者等の安否、所在状況、施設の被害状況等を市に

速やかに報告する。

施設の継続使用が不能になったときは、市を通じて他の施設への緊急入所を要請し、必要に応じて保護者等による引き取り等の措置を講じる。市は、他の施設との調整に努め、入所可能施設をあっせんする。

⑨ 各種福祉サービスの継続（BCP*）

市及び事業者は、要配慮者が一日も早く災害発生前の状態に戻れるよう、各種福祉サービスの継続提供に努める。

*BCP：Business Continuity Plan（緊急時における）事業継続計画のこと

（２）高齢者対策

ア 避難所、仮設住宅での巡回ケア

イ 社会福祉施設への緊急一時入所措置（ショートステイ）と特例的（定員外）入所措置の実施

ウ 公共宿泊施設への緊急一時受入措置の実施

エ 近隣の社会福祉施設等への広域緊急一時入所措置（ショートステイ）の要請

オ ホームヘルパー等の在宅訪問ケア

カ 入浴サービスの実施…社会福祉施設の開放、訪問入浴の実施

キ 高齢者向け応急仮設住宅の設置、仮設住宅への優先入居

ク 日常生活用具の給付

（３）障害のある人への支援対策

ア 避難所、仮設住宅での巡回ケア

イ 社会福祉施設への緊急一時入所措置（ショートステイ）と特例的（定員外）入所措置の実施

ウ 公共宿泊施設への緊急一時受入措置の実施

エ 近隣の社会福祉施設等への広域緊急一時入所措置（ショートステイ）の要請

オ ホームヘルパー等の在宅訪問ケア

カ 入浴サービスの実施…社会福祉施設の開放

キ 障害のある人向け応急仮設住宅の設置、仮設住宅への優先入居

ク 手帳、補装具、日常生活用具の再給付

ケ F A X、インターネット、テレビ電話、文字放送機器の設置

コ 手話通訳や点字による情報提供

（４）児童対策

① 保育所等

ア 児童等の安全確保、避難誘導、安否確認、応急救護、保護者への引渡し等

イ 施設の被害状況の調査・報告、危険度判定調査、応急復旧

ウ 応急保育計画等の作成、保育の再開、保護者への周知、別途施設利用又は仮設施設の建設等

エ り災世帯の児童の緊急入所措置の実施、保育料の減免、健康管理等

② 要保護児童の把握・援護

市は、避難所や住民からの通報等を活用し、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握を行い、その情報を親族などへ提供する。また、利用可能な児童福祉サービスや施設などの情報提供を行い、場合によっては一時保護、里親等への委託または児童福祉施設への措置を行う。

③ その他

- ア 遊びの巡回指導
- イ こころの巡回相談、電話相談の実施
- ウ 里親相談

(5) 生活困窮者対策

- ア 生活保護世帯の安否の確認
- イ 生活困窮者に対する生活相談と生活保護の適用
- ウ 生活福祉資金（国制度…社会福祉協議会）、災害援護資金（災害弔慰金の支給等に関する条例）等資金の貸付

(6) 外国人対策

言葉や地理に不案内な市内在住外国人や留学生のため、国際ボランティア等と連携、協力しながら、次の対策を行う。

- ア 在住外国人の安否確認…外国機関、団体への情報提供
- イ 日本語が十分理解できない外国人に対し、速やかな避難誘導を行うための外国語による広報
- ウ 避難所別外国人収容者数の把握と食料・生活物資の配給
- エ 通訳ボランティアの避難所への派遣
- オ 外国語災害情報の放送（通訳ボランティアの活用）
- カ 外国語による災害・生活情報誌の発行（翻訳ボランティアの活用）
- キ 外国人用生活相談窓口の設置（通訳ボランティアの活用）
り災証明、義援金及び就学資金等金銭給付、就労、住宅、ホームステイ等に関する相談

第19節 ごみ、し尿の処理

所 管 □環境局…環境維持班、廃棄物班

1 基本方針

被災時における環境衛生に万全を期すため、国の震災廃棄物対策指針（平成10年）等に沿って、ごみ、し尿等の廃棄物を適正かつ効率的に処理する。

2 被災地の状況把握

市は、震災直後から次の被災状況について情報収集を行い、県に連絡する。

- 一般廃棄物処理施設（ごみ焼却施設・最終処分場・し尿処理施設）、中継基地等の被害状況
- 避難箇所数及び避難者数、仮設トイレの必要数及びし尿の収集処理方法
- 家庭ごみの発生見込み量及び処理方法
- 全半壊建物数及び解体を要する建物数、がれきの発生見込み量及び処理方法

3 震災時における廃棄物の処理目標

市長は、災害により生じたし尿、家庭ごみ及びがれきの収集運搬並びに処分する量については、概ね次の数値を目安に「石川県災害廃棄物処理指針」を参考として処理を実施する。

（1）家庭系ごみ

ア 家庭ごみ、粗大ごみ

家庭ごみ発生量 1,012 g / 人・日

被災家屋からの粗大ごみ発生量 1.54 t / 棟

①避難所からのごみ発生量＋②住民が居住している世帯からのごみ発生量＋
③通常時の粗大ごみ発生量＋④全半壊建物等被災家屋からの粗大ごみ発生量
＝要総処理量

イ がれき

解体建築物からのがれき発生量

木造 0.50 t / m²

鉄筋コンクリート造 1.50 t / m²

鉄骨造 1.27 t / m²

軽量鉄骨造 0.72 t / m²

火事残渣としてのがれき発生量 45.6 t / 棟

①解体建築物がれきの発生量+②火事残渣がれきの発生量=要総処理量

(2) 事業系ごみ

事業主は、震災時における事業系ごみを処理するため、機械・器具・機材等の処理体制をあらかじめ整備する。特に、有害廃棄物については、保管容器を強固にするとともに、収集運搬処分経路を明確にしておく。

(3) し尿

し尿発生量 1.34 ㍉/人・日

①避難所からのし尿発生量+②断水により水洗トイレが使用できない住民の仮設トイレ利用時におけるし尿発生量+③通常時にし尿収集を行っている世帯のし尿発生量=要総処理量

4 ごみ処理対策

(1) 処理体制の確立

① 市の体制

地震災害時における建物の倒壊等により発生する大量のごみを速やかに除去するため、人員・車両等を確保し、さらに処理施設の状況、ごみの量や種別等の状況、避難場所、道路等の状況を調査把握するなど、早急にごみの収集・処理体制（リサイクルにも十分考慮）を確立する。

② 業者への協力要請

災害時における廃棄物の処理に関する協力協定に基づき、金沢市一般廃棄物事業協同組合及び（一社）石川県産業廃棄物協会へ協力を要請し、稼働可能な人員・車両等を確保することで、計画的に収集を行う。

また、必要に応じ土木建設業者へも協力を要請する。

表3-19-1 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（廃棄物処理）

協力活動	団体名	所在地	電話	F A X
廃棄物処理	金沢市一般廃棄物事業協同組合	広坂 1-9-15	234-7557	234-7153
	（一社）石川県産業廃棄物協会	尾山町 9-13	224-9101	224-9102

③ 県及び広域的応援要請

本部は、市だけで対応できないと認める場合には、県及び自衛隊、災害支援協定を締結する他の自治体、（社）全国都市清掃会議などに対して応援を要請し、ごみ収集体制を確保する。

また、この応援を円滑に受入れるため、受入れ窓口を設置し、駐車場や宿泊施設等の確保を図るとともに、事前協定協力体制の確立に努める。

(2) ごみ処理施設

① 焼却施設

施設管理者は、直ちに施設・設備・周辺道路等の被害状況を調査し、本部に報告するとともに、搬入ルートや薬品・燃料等の確保に努める。

施設に被害があった場合には、運転を一時停止して応急復旧に努め、可能な限り早期の運転再開を図る。

② 埋立場

施設管理者は、直ちに埋立場や浸出液処理施設及び周辺道路等の被害状況を調査し、本部に報告するとともに、搬入ルートや薬品・燃料等の確保に努める。

施設に被害があった場合には、可能な限り早期の稼働再開に努める。

③ 広域処理

ごみ処理施設に甚大な被害が生じ、ごみ処理が困難になったときは、近隣自治体に協力を要請する。

表 3-19-2 ごみ処理施設

名 称	所 在 地	電 話	F A X	処理能力
西部環境エネルギーセンター	東力町ハ 3-1	291-6641	291-9417	170t/日×2基
東部環境エネルギーセンター	鳴和台 357	252-6049	253-1671	125t/日×2基
戸室新保埋立場	戸室新保リ 48-1	236-1521	236-1008	
浸出液処理施設	清水町イ 56	236-1533	236-1533	3,000m ³ /日

(3) 地域での一時排出場所

ア 家庭ごみの計画的な収集・処理が可能となるまで、市内の数箇所にごみの臨時集積場を設けて対応する。

イ 臨時集積場の整理や管理は、自主防災組織等の協力を得て行う。

ウ 臨時集積場では定期的に消毒を実施するなど、環境衛生に十分配慮する。

エ 市民にごみ収集計画等を広報するとともに、ごみの分別・排出抑制や不法投棄禁止など「ごみ出しマナー」の徹底を呼び掛ける。

(4) ごみの収集

ア 東西管理センターでは、人員・車両等を確保し、市内のごみの発生状況（量・種別等）、収集可能状況や道路事情・避難場所等を調査し把握する。

イ 道路事情や障害物等により収集の危険性や困難度が高まるなど、通常の収集手段だけでは対処できない場合は、臨時集積場を指定し、市民にごみの搬出協力を求める。

ウ ごみの収集は、東西管理センターを基地とし、必要な地域から順次計画的な収集を実施する。

表3-19-3 収集管理センター

名 称	所 在 地	電 話	F A X
西部管理センター	糸田新町 1-30	242-1371・1372	242-1437
東部管理センター	鳴和台 359	252-6050	252-9436

- エ 腐敗しやすい生ごみを最優先に収集する体制を確立し、環境エネルギーセンターで焼却処理を行う。
- オ 家具等の粗大ごみは、長期にわたり大量に発生することが予想される（阪神淡路大震災では通常発生量の4～5倍の量が6か月継続）ことから、道路通行上支障があるものを優先的に収集するなど、適切な収集処理計画を策定して実施する。
- カ 避難所や支援物資集積拠点等でも、毎日あるいは一時的に大量のごみが発生するため、保健衛生面からも毎日収集や随時収集に努める。また、毛布・たたみ・ポリタンク・ダンボールなどの再利用やリサイクル方法を検討する。
- キ 大量のごみを速やかに撤去するため、必要な場合に仮置場を確保する。仮置場においても極力分別を行い、中継車によりごみ処理施設に搬送する。この場合、仮置場での必要な重機・車両を確保するほか、埃等の飛散防止や防火・消毒など環境衛生対策にも十分配慮する。
- ク 必要に応じて、土木建築業者の協力を得てショベル等の機械を活用するとともに、夜間収集作業の実施も検討する。
- ケ 廃棄される冷蔵庫・空調設備等からフロンガスが漏れないよう適切に収集する。

(5) 事業系ごみの処理

- ア 事業主は、現有の人員・車両を使用し、事業系ごみをごみ処理施設に自己搬入する。また、有害廃棄物の管理にも十分配慮する。
- イ 車両等を確保できない事業主は、許可業者に委託し、適切に処理する。
- ウ 市は、有害物質による二次災害を防止するため、立入り調査や指導を行い、適正処理に努める。

(6) 建築物等解体廃棄物の処理

- ア 家屋等の解体、がれきの処理については、本章第24節「建築物対策、住宅の応急対策」に定めるところにより実施する。
- イ 大量のがれきが発生した場合は、市は仮置き場の候補地をあらかじめ選定し、想定される災害廃棄物の量を踏まえ、選別・保管を行い、最終処分までの効率的な処理ルートを確保し、火災発生の防止、作業時の安全確保等、仮置き場の適正な管理を行う。また、市だけで対応できない場合には、広域的な支援体制の確保と迅速かつ適正な廃棄物の処理を図っていく。
- ウ 災害廃棄物の円滑な処理には、火災発生の防止、作業時の安全確保等、仮置き場の適正な管理が求められる。また、甚大な被害により大量のがれきが発生した場合は、広域的な支援体制の確保と迅速かつ適正な廃棄物の処理を図っていく。
- エ 家屋等の解体廃棄物の処理に当たっては、発生場所や仮置場において、可能な限り可燃ごみ・不燃ごみに分別し、最大限のリサイクルに努める。

- ・ 可燃物 → 焼却
- ・ 不燃物 → 埋立て
- ・ 鉄筋、鉄骨、金属類、柱材、コンクリートガラ → リサイクル

オ 家屋等の解体廃棄物の仮置場からごみ処理施設への搬送に当たっては、解体担当部局・解体処理業者・施設管理担当部局との間で十分連携を取って実施する。

表 3-19-4 金沢市災害時防災活動協力協定締結団体（建築物等解体廃棄物処理）

協力活動	団体名	所在地	電話	F A X
建築物等解体 廃棄物処理	金沢建物解体業協同組合	昭和町 14-5	229-1262	229-2423
	金沢市一般廃棄物事業協同組合	広坂 1-9-15	234-7557	234-7153
	(一社) 石川県産業廃棄物協会	尾山町 9-13	224-9101	224-9102

5 し尿処理対策

(1) 仮設トイレの設置

- ア 水洗便所や浄化槽が使用不可能な場合、避難場所等に仮設トイレを設置する。
特に、避難場所周辺の「震災用」のマンホールに設置できる下水道直結式仮設トイレの備蓄・保管に努める。
- ・ 設置基準…100人に1台を目標に、大規模避難所から優先的に順次設置する。
 - ・ 設置場所…電気及び排水設備等が確保でき、汲み取り作業が容易な場所に設置し、要配慮者の利便性や安全性にも配慮する。
- イ 応援協定締結自治体及び自衛隊等に仮設トイレの提供や設置を要請し、受入れ窓口を一本化するなど、効率的に設置する。
- ウ 仮設トイレの設置に当たっては、女性や子供等へ配慮するため、プライバシーを確保した男女別の簡易型トイレ等の使用や、夜間の安全性の確保などに努める。
- エ 仮設トイレが設置されるまでの間、やむなく素掘りと埋め戻しで処理した場合は、防疫対策等を十分に行う。
- オ 仮設トイレの設置や消毒等の維持管理は、自主防災組織等の協力を得て行い、仮設トイレの使い方や衛生の確保について市民に周知する。
- カ 仮設トイレが不足する場合は、携帯型簡易トイレ等の提供を製造業者に要請する。また、携帯型簡易トイレの事前備蓄に努める。

【参照】資料 44 民間企業仮設トイレ保有状況調べ

(2) し尿の汲み取り

- ア 避難場所等のし尿の汲み取りは、許可業者に委託し、実施する。

表 3-19-5 (株)金沢環境サービス公社保有汲取車

小型四輪バキューム車	1,800 ㍴	2 台
普通四輪バキューム車	2,700 ㍴	1 台

普通四輪バキューム車	3,600ℓ	6台
計		9台

※ 浄化槽汚泥取扱車（7,200ℓ）3台も汲取車として使用可能

イ 汲取車両が不足する場合には、近隣自治体にも支援を要請し、効率的な配車・収集に努める。

（3）し尿処理施設の対応

ア 施設管理者は、直ちに施設・設備・周辺道路等の被害状況を調査し、本部に報告するとともに、薬品・燃料等の確保に努める。

イ 施設に被害があった場合には、機器運転を一時停止して、応急復旧に努め、可能な限り早期の受入れ再開を図る。

ウ 施設復旧が困難な場合は、復旧見込期間やし尿汲取見込量等を勘案し、環境衛生上支障のない範囲内で一時貯留するか、下水処理場への直接投入処理を検討する。

表3-19-6 し尿処理施設

名 称	所 在 地	電 話	処理能力
西部衛生センター	東力町ハ3-1	291-4059	195kℓ/日